

平成21年第 2 回基山町議会（定例会）会議録（第 3 日）										
招集年月日		平成 21 年 6 月 9 日								
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場								
開閉会日時		開会	平成 21 年 6 月 9 日				9 時 30 分	議 長	酒 井 恵 明	
及 び 宣 告		散会	平成 21 年 6 月 9 日				15 時 59 分	議 長	酒 井 恵 明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席12名 欠席 1 名 欠員 1 名	議席 番号	氏 名			出席等 の 別	議席 番号	氏 名			出席等 の 別
	1 番	大 山 勝 代			出	8 番	林 博 文			出
	2 番	重 松 一 徳			出	9 番	大 山 軍 太			出
	3 番	後 藤 信 八			出	10番	松 石 信 男			出
	4 番	鳥 飼 勝 美			出	11番	原 三 夫			出
	5 番	片 山 一 儀			出	12番	平 田 通 男			出
	6 番	品 川 義 則			出	13番	池 田 実			出
					14番	酒 井 恵 明			出	
会 議 録 署 名 議 員			11番	原 三 夫			12番	平 田 通 男		
職務のため議場に 出席した者の職氏名			（事務局長） 古 賀 敏 夫			（係長） 古 賀 初 美			（書記） 毛 利 博 司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長		小 森 純 一			こ だ も 課 長			内 山 敏 行	
	教 育 長		松 隈 亞 旗 人			農 林 環 境 課 長			吉 浦 茂 樹	
	総 務 課 長		大 石 実			ま ち づ くり 推 進 課 長			平 野 勉	
	企 画 政 策 課 長		小 野 龍 雄			会 計 管 理 者			高 木 英 文	
	税 務 住 民 課 長		安 永 靖 文			教 育 学 習 課 長			毛 利 俊 治	
	健 康 福 祉 課 長		岩 坂 唯 宜							
議 事 日 程			別紙のとおり							
会議に付した事件			別紙のとおり							
会 議 の 経 過			別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 重 松 一 徳

- (1) 新型インフルエンザ対策について
- (2) 放課後児童クラブについて
- (3) 緊急雇用対策を含む臨時雇用について

2. 片 山 一 儀

- (1) 町政運営に関して

3. 後 藤 新 八

- (1) 協働のまちづくりとまちづくり基本条例について

4. 松 石 信 男

- (1) 障害者控除認定の状況について
- (2) 住宅リフォーム助成制度の創設について
- (3) 新型インフルエンザへの対応について

～ 午前 9 時30分 開議 ～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 一般質問

○議長（酒井恵明君）

日程第1 . 一般質問を議題といたします。

まず初めに、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番議員の重松です。今回、質問事項は3項目について質問いたしております。3月議会に引き続き新型インフルエンザ対策についてと、昨年9月にも質問いたしましたけれども、放課後児童クラブについて、そしてこれも3月議会に質問しました緊急雇用対策、それに関する臨時職員雇用についての質問、今回いたします。1回きりの質問のやり方ではなく、疑問点、不明点や町執行部の対応や施策の問題点について、継続して一般質問で何度でも質問していきたいというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、新型インフルエンザ対策について質問いたします。

本年3月議会の一般質問で新型インフルエンザと危機管理体制について質問いたしました。WHO世界保健機関も、また日本の厚生労働省も、鳥インフルエンザH5N1が突然変異してヒトからヒトへ感染拡大し、パンデミックが発生することを想定し対応行動計画を策定いたしました。3月の一般質問では執行部から、基山町内で受診者患者が3,400人、入院患者260人、死亡者86人と想定されたのが強毒性の鳥新型インフルエンザでした。しかし、今回発生している新型インフルエンザは、豚インフルエンザHN-H1N1で強毒性ではなく弱毒性です。しかし、だれも免疫を持たない恐怖や強毒性に突然変異する可能性も視野に入れながら対応を進めていかなければならないというふうに考えております。

そこで、3月議会で質問いたしました以降の対応について改めて質問したいと思っております。

第1点は、対応行動計画の策定が9月末の予定と回答されておりましたけれども、現時点

でどこまで進んでいるのでしょうか。

第2点は、新型インフルエンザが発生した場合の対策本部の設置や対策会議の開催についてですが、本来、対応行動計画の中で設置基準等を設定しながらの対策本部になるわけですが、現時点で開催状況も含めてどのようになっているのでしょうか。

3点目は、昨年12月の補正予算で375千円の予算を組み、感染防護服の購入、配備計画があるわけですが、3月議会では業者に発注しているとのことですが、その後、どのような進捗状況でしょうか。

4点目に、新型インフルエンザが日本に上陸して関西方面で拡大が懸念されておりますが、福岡でも発症例が報告されております。日本は夏に向かい梅雨期に入れば爆発的感染拡大は収拾するだろうと言われておりますし、通常インフルエンザの対応に戻すべきだとの意見もあります。しかし当面、佐賀県内、福岡県内で新型インフルエンザが発生した場合、公共施設、図書館、町民会館、体育館、憩いの家や庁舎等も含めて、そして学校、保育園はどのような対応をとるのか、説明をお願いいたします。

第5点は、先ほどの質問の続きにもなるわけですが、公共施設に消毒液の配備、備蓄計画やマスクの配付計画はどのようになっているのでしょうか。また、マスクを希望する住民への配布計画はどのようになっているのでしょうか。

6番目には、不特定多数が集まるイベント等に対して県も中止等の要請はしないということになっておりますが、具体的対策は組まなければというふうに考えております。当面、6月14日には「NHKのど自慢大会」が本町体育館で開催されますし、前日には予選会もあります。町内外から多数の来場者があります。また、町制施行70周年記念事業もあります。具体的にどのような対策を講じるのか、説明をお願いいたします。

新型インフルエンザ対策の最後の質問ですが、9月末に対応行動計画を策定して補正予算等を組むという3月議会での答弁でしたが、今年の秋以降、新型インフルエンザの2波、3波の拡大や通常インフルエンザ発生も予想されます。町民に不安を与えない対策が急務だと考えております。早急に補正予算を組み、万全の対策を組むべきではないのかというふうに考えますが、どうでしょうか。

次に、放課後児童クラブ、学童保育について質問いたします。

昨年9月議会で、平成22年度からの71人以上の開所に向けてひまわり教室は基山小学校の校庭内につくるべきだと申しました。今回、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用してプ

レハブ2階建ての建設が始まります。こすもす教室は旧給食室、空き教室の改築等でクラスの増設がされます。それに対して指導員の配置計画はどのようになり、そして指導員の採用のめどは立っているのか、まず質問いたします。

次に、指導員の労働実態は大変厳しくなっている中で、男性指導員の配置は大変大事だと思っております。各教室に最低1名は配置する予定があるのか、まず回答をお願いいたします。そして具体的な処遇を含めて、どのように今後進めていくのか、説明をお願いいたします。

第3点目に、今後の学童保育の運営のあり方についてです。

現在、基山町の学童保育は基山町、町が直接運営しております。2008年度調査では学童保育は全国に1万7,495教室あります。通っている生徒数は78万6,883人とされておりま。そのうち市町村が直接運営をしている割合は42.6%です。約半分以上です。学童保育に求められているさまざまな課題に対応するために、運営方法についても見直すことも必要だというふうに思いますが、どうでしょうか。特に保護者会を含めて、運営協議会の設置等の論議を進めるべきではないのかというふうに考えますが、どうでしょうか。

次に、緊急雇用対策を含む臨時雇用について質問いたします。

まず、先ほど質問いたしました学童保育の指導員さんも臨時雇用員ですが、現在、常時雇用の臨時職員及び嘱託職員は何名なのか、説明をお願いいたします。

第2点に、世界的な不況の中、派遣切り、雇いどめ、会社倒産、整理解雇と、労働界を取り巻く状況は非正規労働、正規労働を含めて大変厳しい状況です。完全失業率5%、346万人の完全失業に対し、有効求人倍率は0.46倍、正社員の有効求人倍率になりますと0.27倍とされています。

このような状況の中で、基山町は緊急雇用対策として臨時職員の採用の募集をしておりますが、具体的に何名採用したのか、まず説明をお願いします。そして今後何名採用する予定でしょうか。当然、緊急雇用対策ですので、例年採用している臨時雇用職員数は除いたところで説明をお願いいたします。

最後に、緊急雇用対策が掛け声倒れにならないように、まず臨時職員や嘱託職員が安心して働けるよう待遇改善をする必要があると思います。特に現在、臨時雇用員の賃金は日給6,680円、時給835円、また、保健師や保育士などの有資格者は日給6,880円、時給860円ですが、見直して待遇改善をするべきだと思いますが、どうでしょうか。待遇改善の計画がある

のかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。まず、重松議員の御質問にお答え申し上げます。

最初、1、新型インフルエンザ対策についてでございます。

(1)対応行動計画の策定はどこまで進んでいるのかということでございますが、現在、案を作成して、それを検討中でございます。急ぎまとめ上げたいと考えております。

(2)の新型インフルエンザ対策本部の設置対策会議は開催しておるかということでございますが、5月18日に基山町新型インフルエンザ対策準備室を設置いたしまして、3回の会議をいたしております。

(3)感染防護服の購入配備はどこまで進んでいるかということです。平成20年度で400セットを備蓄いたしております。また、予備費充用で500セットの追加をお願いしておりますが、現在のところまだ購入できておりません。

それから、(4)県内もしくは福岡県内で新型インフルエンザが発生した場合、公共施設や学校、保育園はどのような対応をとるのかということでございます。現在流行している新型インフルエンザにつきましては、県内や福岡県内の発生では休校、休館等は考えておりません。まず、学校や保育園は感染者が発生した当該校や園を臨時休業いたします。また、公共施設につきましては、鳥栖、三養基地区等の発生で使用禁止を考えております。

(5)の消毒液の備蓄計画やマスクの備蓄計画はどうなっているのかということでございます。児童・生徒への配布計画は、また希望する住民への配布計画はどうかということですが、予備費充用での対応は、消毒液エタノール500ミリリットルを70本、それから、サージカルマスクゴムひもつき5,000枚を発注済みで、6月補正で消毒液500ミリリットルを450本、サージカルマスクをさらに5,000枚お願いいたしております。

学校で発生した場合は、児童・生徒への配布を考えています。また住民への対応は、来庁される方に対し2,000枚程度を予定いたしております。

(6)不特定多数が集まるイベント等、例えば6月14日の「NHKのど自慢大会」というようなことで、具体的にどのような対策をとるかということですが、会場外に「発熱などの自

覚症状がある方の入場は御遠慮ください」という旨の表示をいたします。それから、受け付け通過後のロビーに消毒液を設置し、使用を呼びかけます。また、トイレにうがい薬、紙コップ、ゴミ袋を設置し、使用を呼びかける等の対応をいたします。

(7)新型インフルエンザ対策に早急の補正予算を組み、万全の対策を組むべきではないかということでございます。今回の6月補正では、秋以降に流行が予想される対策として、防護服、これは医療スタッフ用でございますけれども、400セット、それから、消毒液500ミリリットルを450本、サージカルマスクを5,000枚分の予算をお願いしておりますのでございます。

2 番目の放課後児童クラブについてでございます。

(1)22年度からの放課後児童クラブのクラス増設に対して、指導員の配置計画と採用のめどは立っておるかというお尋ねでございますが、現在、2教室とも6人でローテーションを組んでいただいておりますが、分割を考えると、1教室に8名体制は必要ではないかと考えております。採用につきましては、これから募集をしていきたいと思っております。

(2)の男性指導員を各教室に最低1名配置する予定があるのかということ、具体的に処遇を含めてどのようにするかということでございますが、男性指導員の配置につきましては、前回もお答えしましたように、応募があればぜひお願いをいたしたいと思っております。

それから、指導員の処遇については、まだ具体的な検討はしておりませんが、嘱託職員の配置や民間団体等から協力が得られるものは検討をしていきたいと考えております。

それから、(3)の放課後児童クラブの運営のあり方について見直す計画はと、保護者会を含めて運営協議会を設置して議論する計画はあるかということでございますが、当面は行政主体で運営していきたいと考えておりますが、御指摘の委託や運営協議会等での実施となると、利用料や指導員賃金にも関係してくるのではないかと思いますので、保護者会等での意見聴取や他の市町の事例調査をしてみたいと思います。

それから、3 番目の緊急雇用対策を含む臨時雇用についてでございます。

(1)現在、常時雇用の臨時職員、嘱託職員は何名かというお尋ねですが、常時雇用の臨時職員のフルタイム勤務は17名でございます。それから、短時間勤務が25名、嘱託は6名でございます。

(2)の緊急雇用対策で具体的に何名の臨時職員を採用したのかと、今後何名採用する予定なのかということ、臨時職員は除くということでございますけれども、特別支援教育事業に

2名と、それから、臨時職員につきましては3名を雇用いたしております。今後、住みよい環境整備事業に2名、協働のまちづくり推進事業に1名を考えております。

それから、(3)の臨時職員の待遇改善を早急にする必要があるのではないかと、特に日給、時給を見直す計画はあるかということでございますが、現在のところ臨時職員の方の日給、時給を見直す計画は持ちません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

今回、3項目について質問いたしておりますけれども、昨日、新型インフルエンザについては同僚議員も質問されておりますので、簡潔に質問したいと思いますし、できれば2項目、3項目についてきょうは質問をしていきたいというふうに考えております。

まず最初に、新型インフルエンザ対策についてですけれども、対応行動計画を9月末と、早急に策定したいというふうに言われておりますけれども、3月議会では9月末と言われましたけれども、こういう緊急を要しますし、具体的に対策を組まなければならないという状況の中で、これいつまでに策定しようというふうな計画で今作業が進んでおりますでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

対応行動計画の策定の状況でございます。前回の議会の御質問のときに9月中にはつくりたいということを回答させていただいておりましたが、このような豚インフルエンザ関係の状況が一変いたしましたので、今のところ5回ワーキングチームの開催を行っておりまして、一応対応行動計画の素案につきましては、今作成をして各論の部分を検討いたしております。

それとあわせて、事業継続計画ですね、パンデミック等になったときにどういう事業を優先するか、あるいはどういう事業を中止するか、そしてそのインフルエンザに対してどういうことを主体にするかという内容まで今検討しておりますので、これできるだけ早く作成をしたいと思っております。9月以前になることはもう間違いなく進めていきたいと思いますが、今のところ7月か8月ぐらいにでき上ればという形で進めておるところで

ございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

今、健康福祉課長が説明されました。私は、対応行動計画をいつまでにつくるのかと。3月議会で質問したときに、ワーキングチームをつくってやっていくんだというふうに言われました。ワーキングチームのチームリーダー、座長は健康福祉課長がされているんですか、質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

座長につきましては、ワーキングチームのメンバーの中から互選で行っておりまして、結果的には税務住民課の係長が座長という形で進めております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

新型インフルエンザの対応行動計画をつくる座長が税務住民課の係長ですか。私は3月議会でも言いましたけれども、これ健康福祉課だけではなくて、それはもういろんな農林環境からまちづくり推進から、全部の課をある程度これは統合しなければならないと。どこでもそうなんですけれども、一番最初につくるのがこれ組織図なんですね。インフルエンザ対策本部の組織図をつくって、危機管理体制をまずしなければならないというのが一番なんですね。そして各論でいろんな部分の取り組みであります。各課がする取り組みがありますし、言われましたように、事業の継続計画もつくらなければなりません。しかし総論は、これは私は当然総務課長がすべきことだろうというふうに思っておりますけれども、県にしても、これほかのところにしてもそういうふうなとらえ方でされているんじゃないんでしょうか。総務課長のほうに質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

この件につきましては、各市町村いろいろ聞きましたけど、総務課でしているところ、健康福祉課みたいなのところではしているところ、いろいろばらばらでございます。ただ、県のほうにおいては危機管理対策室というのがございますので、そこが主導でしているものと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

ここに余り時間は使いたくないんですけれども、本来、私はこの座長は総務課長がすべきだと思います。3月議会で言いましたように、副町長がいらっしゃれば、当然これは副町長がすべきであるというふうに思うんですね。しかし、副町長を今廃止しておりますので、当然総務課長が全体の課のこれ対策含めて見ていって、これ対応行動計画は作成しなければならないのかなというふうに思っておりますので、ぜひこれについては今後ともまたこれちょっと考え直していただきたいなというふうに思っております。

2点目に、感染防護服の400セット、これは購入していると。そして予備費用で500セット、そして6月補正予算で400セット、合計1,300セットあるというふうになっておりますけれども、感染防護服をもう400セット購入されておりますので、これ脱着訓練をされましたか。

それと、もう1つ続けてお願いしますけれども、この1,300セットの根拠はどこにありますか。何をもとに合計1,300セットになるんでしょうか、6月補正含めてから。これ2点お願いします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

まず、防護服の脱着でございますが、健康福祉課の担当職員では行っております。ただ、よその市町で取り組んで全体的な脱着をやっているところはございますが、今のところ基山町ではそこまでは行っておりません。

それと、防護服につきましては、一応職員数の6割、きのうも申し上げましたが、4割程度罹患するという判断のもとに、6割の職員数を見込んでおります。そうなりますと大体90名。この90名の10日分程度を見込んで合計900着ということでしたしております。

それと、補正予算でお願いしております400着につきましては、これは臨時の病院といえますか、そういうのを鳥栖・三養基地区1カ所で設定したいということで今協議をいたしております。その医療スタッフ用の防護服は各市町で負担をしてくれということになっておりますので、鳥栖市が試算した、あくまでも試算でございますが、試算した中で60日分、これに対するスタッフの必要分を出しまして、基山町部分につきましては400着が負担の数字になるということで、400着を今回の補正でお願いいたしておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

感染防護服ですね、職員90名、4割の方が罹患して、6割の方が職場に出てこられてする場合に、私は6割の方が、90人の方が全部この感染防護服を着てからの作業になるとは思わないんですね。だから、根拠がですね、結構これシビアに計算しないとできない部分があるんですけども、6月議会でこれ400セットは、これ発熱外来をまず鳥栖に例えばつくったとした場合のこれは医療スタッフの分ですね。これは私も理解できます。残りの900ですね、根拠がですね、これは行政窓口も当然必要です。そして訪問指導とか在宅支援の分で職員が使われるのも必要です。それ以外にどうしても必要なのが各地区の民生委員さんとか、そういう嘱託職員も含めて、どうしても地区巡回をしなければならないという部分のときに、この感染防護服を着てからの地区巡回というのも当然出てくると思うんですね。だから、どこでもある程度この感染防護服を購入するときには基礎的データをもとに計算されているんですね。だから、この辺は今後ともよろしくお願いしたいと。トータル的に言えば、この1,300セットというのが基山町ぐらいの規模では大体標準的な数というのがこれは出ていますね。だから、私もそれについては数的な問題じゃなくて、これをどのように有効に活用するかというときに問題が出てくると思いますので、ぜひそういうことでお願いしておきたいというふうに考えております。

それから、休校とか休園とか、その対応についてちょっと質問いたしますけれども、今のところ休校とか休園については考えていないと。県内や福岡県内の発生ではというふうな対応になっていますね。これ5月21日ですか、佐賀県が対策本部をしているんですけども、その中では、県内で発生した場合は、それぞれの例えば欠席状況をまず把握すると。そして欠席状況を把握して、学級閉鎖にするのか、学年閉鎖にするのか、休校にするのかというこ

れ判断して、県のほうもそれ要請をするというふうになっているので、当然基山町としてもいきなりこの休校や休館ではなくて、学級とか学年とか、そういうところの段階的な対応というのもこれ必要じゃないのかなというふうに思いますけれども、その辺の計画については、これ現段階ではあるんでしょうか。質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

学校等の臨時休業等につきまして、一応うちのほうで対策準備室での検討段階でございます。対応について最終的に今の段階でどう判断するかということで、当該校に発生した場合において、その当該校を臨時休業するということにいたしておりますが、今御指摘のとおり、本来から言えば、保育関係、社会福祉関係とか、学校関係についてはいろいろな判断に基づいて県のほうからも要請があるということです。そういう場合につきましては、当然県との協議も行いまして、先ほどから申されました部分的休業にするものか、全体的な休業にするものか、あるいは基山町内全部関係するような学校、保育園等をするものかというのは、それに応じて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

それはぜひよろしくお願いしておきます。

それから、いろんな備品を今のうちにこれは備蓄しておかなければならないと。特に消毒液、そしてサージカルマスク含めてからしなければならないんですけれども、サージカルマスク、約九十二、三％はマスクで外気からの侵入をとめられるというふうに言われておりますし、もう少しいいのがまだあるんですけれども、それはN-95マスクというのは、これはもう医療スタッフとか、感染防護服と一緒に使う部分ですので、普通、一般的に利用できるのがこのサージカルマスクだろうと思いますけれども、これ予備費用で発注していると。そして新たに6月議会で5,000と。この1万を、私は1万全然足りないと思うんですね。足りない根拠が、これはだれがこのサージカルマスクを利用するのか、使うのかと。当然職員も使われるだろうし、言われましたように、町民の方がマスクを配布してもらえないかと言ったら、それにも対応しなければならないというのがありますけれども、児童・生徒にこれは

どうしても配布しなければならないという部分があると思うんですね。そうすると、生徒数掛けるの、例えばどれぐらいを配布するとか言えばおのずから数が出ると思うんですね。この辺の数の計算というのは今の段階されているのでしょうか。ただ、とりあえず急場しのぎといいいましょ、急場しのぎで5,000プラスの5,000の1万というふうな数なんではないでしょうか。これについて説明をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

まず、予備費でお願いしております5,000と6月の補正でお願いしております5,000につきましては、今回の予備費につきましては、この今の新型インフルエンザの流行が蔓延した場合についての対応ということで急遽行った数字でございますが、職員100人程度で1日2回交換するということで30日分、この3,000枚をまず基本といたしております。そして2,000につきましては、お見えになるお客様に対して、必要であればそれを配布したいという考えのもと、これが2,000が足るか足らないかちょっとわかりませんが、一応2,000個を用意して5,000にさせていただいております。秋以降につきましても同じような形で5,000をしておりまして、学校用のマスクについてはうちのほうでの対応は一応考えておりません。学校のほうで消耗品の予算で購入できるだろうという内容のもとに対応できる消耗品があるということで、特にうちのほうでは準備をいたしておりません。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

まず、新型インフルエンザといえども、通常インフルエンザの対策と基本的には一緒なんですね、手洗い、うがい、そしてマスクをするというのが。手洗い、うがいというのはある程度、これは個人でもしなければならないという部分はあるんですけども、マスクについてはやっぱり、特に児童・生徒についてはこれは町のほうが配布する計画を持ったほうがいいんじゃないのかというふうに思っております。

佐賀県内保健福祉事務所の管内でこれ今早期に取り組まれておるわけですが、古川知事が、これ去年の1月か2月の段階で、各市町のこの新型インフルエンザについての対応がどうなっているのかという調査をしたときに、その時点ではまだどこも対応行動計画一つ

できていなかったと。だから、古川知事がことしの3月までにはどこの市町もこの対応行動計画をつくれというふうな、これ発令というか、ハッパかけたんですね。だから、結構どこでもそれぞれの保健福祉事務所を中心に勉強会なり開いてからされているんです。杵島、藤津、普通、杵藤保健福祉事務所といいますけれども、そこなんかは各市町が集まってこれ勉強会を開いて、もうことしの1月時点で作っているんですね。3月議会でも言いましたけれども、鳥栖市も多分3月にはこの対応行動計画を作っているんです。この鳥栖保健福祉事務所管内が特におくれていると。鳥栖だけが特筆してですね。佐賀県内を見れば基山、みやき、上峰については物すごくおくれているんですね。だから、本来は広域行政的な取り組みとして私はしなければならないというふうに言っていたんですけども、そういう勉強会も本当は最初にしておかなければならなかったと。それしていない原因が今のところにも問題があるのかなというふうに思っております。ぜひこの点については今後とも計画していただきたいというふうに思っております。

のど自慢については先ほど言われました部分で、これは多分NHKとも十分打ち合わせする中で、基山町でせっかくするんですから、会場が満員になって、その中でマスクしている人が何人も映っているというのは余りにもどうかという部分あります。ただ、来場制限をどこまでできるのかという問題もあろうかと思うんですね。せっかく入場券が当たって来た人はですね、あなたはどうぞもせきしておるから来場はだめですよとか言いにくいだろうというふうに思うんですね。しかし、この辺はやっぱりきちとした対応をしていただいて、楽しいのど自慢になるようにぜひ御協力をしていただきたいというふうに思いますし、秋以降のイベントについて、今の段階から何らかのこれはマニュアル的なものをつくらなければならないのかなというふうに思っておりますので、ぜひそういうことでお願いしておきます。

それから、これもう新型インフルエンザ、最後の質問にしたいというふうに思いますけれども、秋以降にどうしてもやっぱり第2波、第3波のこの新型インフルエンザ、そして強毒性になるかもしれないというのがありますし、通常インフルエンザも発生するかもしれないというふうなこれ心配があるんですね。だから、3月議会でも言いましたけれども、いろんな対策を組む中で、一つは、今、基山町、通常インフルエンザ接種補助を65歳以上の高齢者にやっておりますけれども、どうかして今の段階で小学生、中学生、児童に通常のインフルエンザの接種補助をするような予算措置を組まなければならないなと思うんですね。だから、6月補正予算に間に合えば私は出してほしかったと。出ませんので、できれば9月議会には

どうにかして出してほしいというのがあるんですね。この辺町長どうでしょうか。何か具体的なものがあれば出していただきたいと思いますけれども。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それこそ新型もそうですし、通常インフルエンザもやはり危機感を持って対応しなきゃいかんということでございますので、その辺のところはまた検討をさせていただきたいというふうには思います。これ9月に出すのかどうかということは、また内部的に詰めていきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

3月議会で嬉野市が佐賀県内で初めて児童・生徒に対しての通常のインフルエンザの接種補助をしたと。1人につき1千円したというふうに言われています。大体通常インフルエンザは3千円かからんかな、2,800円か3千円ぐらいが大体かかるだろうと。基山町は個人負担は1千円ですね。だから、約2千円近くを町が補助しているという格好ですけども、嬉野市は1人1千円したと。あとを個人負担にしてもらったと。できれば1,500円ぐらいまでこれ補助の対象にということで考えたけれども、嬉野市も財政厳しいと、だから、できなかったと。とりあえず1千円の補助で全児童にするような対策も組んだというふうな話も聞きました。なぜそういう話を聞いたかということ、実は嬉野市の健康づくり課長は私の実の姉でもあるわけですので、いろんな話を聞かさせていただいて、やっぱり基山町に今必要な分は、他市町がそういう取り組みをしているのも、精神的に進んでいるところについては、やっぱり基山町も見習うべきところは見習ったほうがいいのかなということで私も思っております。ぜひこの点についてはしていただきたいというふうに思っております。

新型インフルエンザについては以上で質問を終わらせていただきます。

次に、学童保育について質問いたします。

きのう同僚議員も質問されておりますので、指導員の方がなかなか募集に応じてもらえないというのがきのう言われておりました。それで、来年度からクラスも分けるというのもあります。

それと同時に、利用年学年の拡大もこれはあるだろうと。そして、それに伴うまだ指導員さんの増というのもこれ背景にあるだろうというふうに思いますけれども、22年度から何年生までこれ拡大する計画なのか、説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

学童保育の対象の拡大につきましては、平成22年度から実施をしたいというふうには思っております。最終的に6年生までできればいいとは思っておりますが、まず最初は4年生、今現在おられる3年生の方を4年生まで引き上げるというような形にさせていただき、順次それを見ながら、必要であれば5年、6年というふうにやりたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

当面来年は4年生まで拡大と。今、3年生まで対応しておりますけれども、それを4年生までするというので理解していいですね。

それから、これは去年の9月議会でも少し質問しましたけれども、どうしても指導員さんの応募がなかなかないというのは、労働条件が大変厳しいというのが片方あるんだろうと思いますね。その労働条件が厳しいという中で、これは実際働いている方の意見を聞く中で、去年も質問したんですけれども、家に仕事を持って帰っているという実情が片方あったんですね。特にパソコンがないという中で、いろんな印刷物を、配布物をつくるときに、家に持って帰って、家のパソコンを使ってこれをやっていたんだというのがどうしてもあるんですね。今回、6月補正予算でいろんな対策を地域経済のために組まれておりますけれども、学童保育にこのパソコン、そしてプリンターですね、これを配備する計画はあるのでしょうか。地域活性化や経済対策臨時交付金ですね、いろいろ使われておりますけれども、学童保育については備品購入でこれ予算も組まれておりますけれども、こういうパソコンやプリンターの購入に使うこれ予算も含まれているのでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

指導員さんが使われるパソコン、プリンターについては、今お願いしている予算の中には入っておりません。これからちょっといろいろ指導員さんともお話をしますけれども、パソコンを使われている方と使われていない方等もおられます。そのあたりどうしてもそこに常駐してパソコンを置いておったほうがいいというようなことであればちょっと考えていきたいというふうに思っています。ただ、パソコン要らないということで、手書きで原案をつくったりされて、こちらのこども課のほうで印刷をするというふうなこともありますので、そのあたりは指導員さんと協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

これ21年度の予算で放課後児童クラブの臨時雇賃金8,364千円、これ組まれております。この内訳というのをいただいたわけですが、どうでしょうか、今、平日は4名、そして土曜、長期休業は2.5名されております。これを回すのが今もうぎりぎりですね。だから、二クラスに分ければ、先ほど言われましたように、8人体制しなければとても回れないと。8人体制でするためには新たに4人を採用しなければならないと。しかし、実際問題として、今この6名、6名の12名、12名を確保するのがもうやっとなんだというふうな現状ですね。だから、何らかのこれは対策も組まなければならないというふうに思っております。

そういう中で、私は男性指導員をどうしても配置しなければならないということで、これについてはぜひ応募していただきたいというふうに思っておりますけれども、具体的な検討は今からでしょうけれども、嘱託職員の配置や民間団体等からの協力を得られないかどうか検討したいというふうな答弁でしたけれども、具体的に何かこういうことを今段階では考えているんだというのがあれば説明をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいま御指摘の男性指導員の方の配置というのは私たちもぜひお願いしたいとは思っております。一応いろいろ検討はしておりますけれども、これはもう女性の方もそうなんですけれども、なかなかそういう時間帯に来ていただける方がおられないのではないかなという

ふうには思っております。ただ、例えば社会福祉協議会の中のシルバー人材センターだったり、そういうところからでも来ていただけるような方があれば、それはちょっと御相談をさせていただきたい。それと、町民会議の中にもいろいろボランティアでしていただく役員さん方もおられます。そういう方々にもお尋ねをして、どなたか男性職員を配置したいなというふうには思っていますけど、今のところちょっと具体的にどうこうという状況にはなっておりません。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

そうですね、私は同一労働、同一賃金が基本と思っておりますので、男性だから日給、時給を高くするということにはならないというふうには思っております。しかし、そういう反面、男性職員をどうしても配置しなければなかなか対応できないんだと。今働いておられる女性の臨時職員さんが、男性の職員さんがいてくれたら助かるという意見が現にあるんですね。だから、今言われましたシルバー人材センターとどうかして、社会福祉協議会の事業の中にシルバー人材センターという事業がありますので、そこから子育てが終わった、そして仕事が一段落したという中で、シルバー人材センターはいろんな仕事をされておりますけれども、一環としてこの学童保育にも職員の派遣といいましょうか、当面していただけたら助かるかなというふうな気持ちはあります。本来、アウトソーシング事業といいましょうか、こういう派遣について、私は余り賛成は本来はしかねるわけです、民間からはですね。しかし、今回、社会福祉協議会というのはこれ基山町も当然出資しておりますし、協議会の会長はこれは町長でもありますので、その点については福祉目的という事業の中でこれについてはぜひできないかなと、そこらの対応を思っております。

それから、いろんなニーズの多様化が進む中で、このシステム、運営についても見直さなければならない部分があるのかなというふうに思っています。先ほど42%ぐらいがもう直営でやっていないんだというふうに言いました。あとどういうふうなやり方がされているのかといえば法人ですね。これは保育園や幼稚園や保護者、NPO等も含めて法人に委託するというやり方が18%。そして地域運営協議会、行政がこの運営協議会に委託して運営協議会をつくると。鳥栖が今そういうやり方ですね。そこでやっているというのが約17%。それから、公社や社会福祉協議会、例えば基山の社会福祉協議会に委託するというふうなやり方

が11%ですね。あと父母の会とか保護者会とかいうところが8%と。あと純粋な民間といいましょうか、その他が2%ぐらいというふうな割合なんですね。そうすると、なぜそういうふうな、本来、出発はこれどこでも行政が主導として出発したんですね。しかし、いろんなこれニーズに対応するため、そしてまして言いましたように、臨時職員で対応というのもおかしいという中で、これ今見直しがされておりますし、指導員さんもこれいろんな資格もこれは必要な部分が今出てきています。だから、こういうところに対応するためには何らかの見直しをしなければならないのではないかなというふうに思っておりますけれども、近隣自治体が今どういう状況にあるのかというのはこれ把握されておりますか。どうでしょうか。鳥栖、上峰、みやきぐらいで結構ですけれども、どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

今、佐賀県内で民営か直営かというところなんですけれども、私の今持っている資料の中では、民営クラブがあるところが佐賀市、唐津市、そしてこの鳥栖市は今までなかったんですけど、今度そういうふうになるということで、鳥栖市さんがまた入られるということになります。それから武雄市、嬉野市、吉野ヶ里町、それから江北町が一応民営クラブがあるというふうな資料になっております。あとは直営という形になろうというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

本来はやっぱり私は行政がするのが本当が一番いいのかなというふうに思っているんですよ。しかし、いろんなニーズに対応していただくためには、やっぱりいろんな意見を聞く中で、特に預けていらっしゃる保護者会から意見を聞くというのが大変大事だろうというふうに思っております。

それから、今、保護者負担、基山町一律1千円、土曜日、あと長期休業、預けても月1千円。応分の負担という中含めて、果たしてこの1千円というのが妥当な金額なのかなと。当初はこれ無料でしたね、基山町も無料だったと思います。しかし、先ほど言いましたいろんなニーズにこたえなければならない。そしてまして延長保育もお願いしなければならないと

いう意見も出てきています。そういう中で、保護者負担が1千円というのが私はこれどうなのかなと思いますけれども、近隣市町ぐらいで結構ですけれども、この保護者負担の金額、わかる範囲で説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

近隣の利用率ということで、基山町の場合は1千円ということですが、神崎市が月2千円、それから吉野ヶ里町が3千円、上峰町が3千円、それとみやき町が月2千円になっておりますけれども、夏休み期間だけは5千円、それから大町町が3千円、有田町は1,500円、多久市が1,200円という数字になっております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

鳥栖は去年までは無料でしたよね。ことしからこれ有料になりました。運営方式も、これ放課後児童クラブの運営協議会というのが鳥栖市もできて、そして有料で月額3千円と、それに土曜日とか長期休業日は別途加算というふうな形でされております。鳥栖のなかよし会と学童保育はいうんですけれども、これは教育委員会が所管でされております。そういうところでは、学校教育の一環なのか、これ福祉の問題なのかというのも前から論議されておりますけれども、いろんなやり方があるという中で、私はぜひ運営協議会等といいますか、まずその勉強会ですね、保護者会も入れた勉強会をする中で、どのようにすればよりよく改善できるのかという部分について、ぜひ勉強会も立ち上げてほしいというふうに思いますし、これについてはまた次の議会でも質問させていただきたいというふうに思いますので、時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。

臨時雇用について質問しております。先ほど言いましたこの放課後児童クラブの指導員さんもこれ臨時雇用員さんですね。昼からです。1日4時間ぐらいになるわけですが、この臨時職員さんですね、正式にはこれ日々雇用職員ですね。日々雇用が基本なんです。時間的雇用じゃないんだろと思うんですね。それで、どうしてこれ臨時職員さんが時間で雇用するようになったのか、その根拠は一体どこにあるのか。基山町の臨時、これ日々雇用の臨時職員取扱要綱には、第5条で「日々雇用職員の給与は、日額とし」というふうに書いて

あります。時間とかいうのは一言も出ません。そして一言出てくるのが、これ特例というのが9条に出てくるんですね。特例の中で、日々雇用の職員の雇用、給与、その他の勤務条件については、これ途中飛ばしますけれども、あらかじめ日々雇用職員雇用特例協議書を総務課長を経由の上、町長に提出してこれはやるみたいな形なんですね。だから、特例ですので、これ一回一回本来は協議書を総務課長が町長に提出しなければならないというふうな扱いになっているのではないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。総務課長、回答をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

協議書については、担当課のほうからこちらのほうに上がってきております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

私もこれ見ていて思うんですけれども、この臨時職員の日々雇用の職員取扱書、その訓令は昭和54年4月1日から施行ですね。昭和54年当時は学童保育もなかったんですね。この学童保育が始まったのは多分平成になってからだと思うんですね。そうすると、それまではこういうふうな時間給での採用というのはなかったと思うんですね。後からつけ足して時間給とするのも、これは行政側の発想でするようになったんじゃないんですか。本来はこれ日々雇用ですので、1日単位とかでするのが基本じゃないんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

日々雇用の件でございますけれども、1日単位で日々でするのが本来だと思っております。

ただ、運用上、実質働いた時間といいますか、そういった時間とするのが通常だと思っておりますので、この辺の要綱の改正なり、それはちょっと考えなくてはいけないかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○ 2 番（重松一徳君）（登壇）

先ほど短時間勤務の方が25名いらっしゃるというふうな説明でした。1日の1リサイクルの中で一番短い勤務時間というのは、どういう職種の方が何時間ぐらいの勤務の方がいらっしゃるでしょうか。多分一番短いのはこの健康福祉関係の方の中にいらっしゃると思いますけれども、健康福祉課長どうでしょうか。一番短い勤務時間の方は何時間ぐらいの勤務の方でしょうか。（発言する者あり）総務課長いいですか。

○ 議長（酒井恵明君）

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）（登壇）

時間単位でございますので、やはり健診とか、そういったものが1時間とか2時間とか、そういうのが一番短いものと思っております。

以上でございます。

○ 議長（酒井恵明君）

重松議員。

○ 2 番（重松一徳君）（登壇）

1時間、2時間の勤務に時給で払うと。有資格者の場合は時給860円と。860円を1時間、2時間単位で払う。その数時間しか働いていないからというふうなやり方で本当に長期的に働いてもらえるかなと。もらえないから、ずうっといつもいつも「広報きやま」には募集をかけなければならないし、なかなか採用がないというふうに思うんですね。1時間、2時間でもですけれども、仕事に出るためにはいろんな部分、準備かれこれかかるんですね。審議会とか委員会、今、1回につき5,700円ですか、払われていますね。私はこの5,700円が高いと言っているんじゃないんですよ。そういうふうなとらえ方がこの臨時職員にも私は大事なかなと。1時間、2時間仕事されても、半日単位ぐらいはやっぱりせめて保証しないと難しいのではないかなと思うんですね。だから、勤務時間で切っているからこそ私は問題と思うんですよ。だから言うように、日々雇用の中には勤務時間で切るようなことは書いていないでしょう。だから、ここをまず改善しなければならないというふうに思います。

また私は、例えば4時間以内だったら半日勤務の扱いとか、もう4時間を超えれば1日扱いぐらいをしなければ難しいんじゃないかなというふうに思いますけれども、これどうで

しょうか、そういう考えは全くありませんか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

現在のところ、やはり実質労働に対しての賃金を支払うのが当然だと私は思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

臨時職員さんに対して大変私は扱いが厳し過ぎると、もう少し温かみがあってもいいんじゃないのかなと思うんですね。一、二時間仕事だからと、だから、その分しか払いませんよと言われればそうかもしれません、規定から言えば。しかし、特に今言われた部分は有資格者ですよね。保健師とか、助産師とか、看護師とか、この健診に立ち会う人は。だから、そこら辺も含めれば、もう少し全体的にこれは底上げしないと難しいのかなというふうに思っております。

そこで私は、臨時議会で町長、教育長、議員、町職員の夏季の一時金、職員は0.2カ月、町長以下議員は0.15カ月カットしましたね。カットした金額11,085,796円、これをどうにかして今言いました臨時職員、嘱託職員の賃金面の底上げに活用しようというふうな計画はこれ持ち合わせませんか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、現在のところは考えておりません。

ただ、日々雇賃金に関しまして、近隣市町村ですね、そういったところを調べておりますけれども、基山町はさっき言いましたように、一般の方が1日6,680円ですね。みやき町については6,200円、上峰町については6,100円、吉野ヶ里町については6,100円、神崎市については6千円、鳥栖市においては、ここが近隣で調べたところでは一番高いですけど6,770円、小都市は5,900円、筑紫野市は5,900円となっております。だから、おっしゃっていることは非常に御理解できるんですけれども、決して基山町の日々雇いの賃金が安いとは私は思

っておりませんので。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

比較して高くないから、別に安くないからそれでいいんだというふうな発想は私はどうもおかしいのかなと。もう時間がないので、ほかにも質問したいことはあったんですけども、ぜひ臨時職員、今から先、臨時雇用ということで募集をしていくというふうな部分ありますけれども、それについては十分ハローワークとも相談して、これ採用をしていってほしいというふうに思っております。

前に座っておられる町長初め執行部の方は、解雇や雇い止めや失業の経験はないだろうと思うんですね。私失業しましたと、解雇されましたという方がいらっしゃったら手を挙げてほしいんですけども、いらっしゃらないと思うんですよ。しかし、今、多くの労働者が困っているんですよ。その困っているのを今緊急雇用ということで、各自治体がどうかしてそこをやっていこうとされているんですね。本来はこれは国がする仕事でもあるんですね。抜本的にやっぱり派遣法の見直しもしなければならぬと思うんですけども、しかし、当面、基山町に今課せられているこの臨時雇用をやっぱりしていくためには、これはあらゆる対策もしていかなければならないだろうというふうに思っております。

私はずっと今話をして、大変行政の方、こう決まっているからと言われればそれかもしれませんが、血が通っていないなと、温かみがないなと、もう少し優しさがあった方がいいのではないかなというふうに思っております。ぜひ今後ともその点についてはできるところは柔軟に取り組みをしていただきたいというのを最後に申しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～ 午前10時41分 休憩 ～

～ 午前10時50分 再開 ～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより片山一儀議員の一般質問を行います。片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。5 番議員の片山でございます。私が議席を与えられてから 2 年が経過しました。この間、一議員として、あるいは団地の自治会長として、あるいはまた一町民として行政の事務処理をかいま見てまいりました。某課長は我々自治会住民の質問に対して、町長が決めたことだからと担当課長としての説明責任を回避されました。ある課長は、町有地のグラウンドのフェンスを修理してほしいと区長が申請したら、区から注文をつけるなら町有地を区に返還するぞと迫ったと聞いております。またある課長は、自治会との会議の約束をしておられましたが、部下を使って会議の延期を申し込まれてきました。理由は、私的な理由であったようです。緊急であったようですけれども、このような場合、みずから連絡するのが一般の常識だと思うんですね。それぞれ課長、職員の方は一生懸命に法定委託事務を、あるいは自治事務をやられているとは思いますが、住民サービスという視点から業務の手法に多くの疑問を私は持っております。今回はこの点について行政に一般質問をさせていただきたいと思います。明快な回答を希望いたします。

まず、4 つ質問があります。

第 1 の質問、役場に行ってあっちこっちへ回された、あるいはすぐに返事が返ってこないという話を耳にしますし、私も体験をしております。職員の教育、研修プログラムはどのようになっていますでしょうか。

第 2 番目の質問、予算調整、予算編成等の、あるいは業務の執行をかいま見えますと、行政職員の考え方、思考過程がよくわかりません。特に幹部職員、総合職と言われる課長クラスの考え方はよくわからない。管理職員の考え方、思考過程、判断基準はどうなっていますか。どのように教育訓練されておりますでしょうか。

第 3 点目、基本条例を 6 月議会に上程されると伺っておりました。4 月 30 日に議会全員協議会にも説明されております。今回、提出されなかった理由は何でしょうか。

第 4 番目、老人憩いの家等が指定管理者になってから 3 年になります。町民会館、総合体育館等はことしの 4 月から指定管理者制度になりました。2 カ月を経過しておりますが、町民会館等の運営のシステムに改善が余り見えないような気がします。指定管理者制度の評価システムはどのように構築され、どのように実施をされておりますか。

第5点目、基山町のある会が、鳥栖との合併についてそろそろ協議をしたらどうね、どぎゃんねという申し入れをしました。町長は、合併は避けては通れないけれども、今は議論する時期でないと回答になっております。しからば、どういうふうな条件を整えば町民の方々と話をし、積極的に意見を聞こうというお考えなのでしょうか。

この5点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

まず、1回目の片山議員の質問にお答えをさせていただきます。

1の町政運営に関して。

(1)役場に行ってあっちこっち回されたと、あるいはまたすぐに返事が返ってこないというようなことを耳にし、体験もされておるということでございます。職員の教育研修プログラムを示せということでございますけれども、確かにほかの課、係へ回されたとか、担当者がいないと言われ断られたとか、返事が遅かったなどのお話は私もほかにも聞かないわけじゃございません。ということは、実際にあっていることかもしれません。しかし、具体的にどのような事案であるのかがわかりません。職員がどういうことでどのような対応をしたのか、詳しくそのときにでもお聞かせをいただけたらというふうに思います。しかし、いずれにしましても、そのような不手際もあるということで、それは職員の人材、能力、そして教育研修不足によるものと考えられます。

そこで、御質問の職員の教育研修プログラムについてでございますが、基山町人材育成基本方針に基づいて実施しておるということでございます。今年度の職員の教育研修プログラムにつきましては、新規採用職員研修、それから管理職研修、それから監督者、係長級の研修、それから財務職員研修、政策法定研修、それから採用後、9年未満及び13年未満の職員研修、さらに、実務研修といたしまして、パソコン研修にもそれぞれ該当する職員に研修をさせております。専門研修としましては、市町村アカデミーにも3名受講させる予定にいたしております。

(2)の予算調整や業務の執行をかいま見ておると、行政職員の考え方、思考過程がよく理解できないと、役場管理職の考え方、思考過程はどのようにトレーニングしておるかということでございます。

行政職員の考え方、あり方としましては、私はもう基本的には公正であること、公平であること、それから安定的、堅実性といいますか、それから一貫継続性などが必要と考えております。基山町役場職員管理職は忠実にそれを守っていると私は信じております。

しかしながら、余りそれにこだわり過ぎますと、その域を出ないとやはり視野狭窄に、それから、あるいは前例模倣、それから発展的積極性の欠如、ひいては指示待ち、自己防衛に陥りかねないと、この辺が注意を要するところだろうと思います。管理職につきましては責任の重さ、言動に伴う影響の大きさ及び部下の育成等、指導者としての能力向上が求められておるわけですが、管理職を限定したトレーニングは実際実施はいたしておりません。行政経営会議及び庁議を通して折に触れ管理職の役割、意識の転換を図ってまいりたいと考えております。

それから、(3)の基本条例を6月議会に上程すると言っていたが、今回、提出しなかった理由は何かということでございますが、これ直接的な理由と言え、昨年度より定額給付金事務を企画政策課で担当したため、4月から5月中旬まで作業ができなかったと、これ言いわけでございますけれども、そういうこともございます。それからもう1つは、やはりもう少し職員間にもこの辺を理解、周知徹底をして、時間をかけてその辺を図っていきたいというようなこと、これも考えてのことでございます。

それから、(4)の老人憩いの家、町民会館、総合体育館等に指定管理者制度を導入してから2カ月経過してあるが、町民会館の運営システムに改善が見えないと。指定管理者制度の評価システムはどのように構築、どのように実施してあるかということでございますけれども、これにつきましては、申しわけございませんが、現在のところ指定管理者制度の評価システムはできていないというところでございます。

それから、(5)の合併です。以前、私が鳥栖との合併についてということを言われたときに、合併について議論する時期ではないというようなことも言ったと。それから、合併は避けて通れない問題であるというようなことも言ったということでございます。どのような条件が整えば合併に関する議論を進め始めるのかということでございますが、今申しますように、以前、確かに私は議論するときではないと申しましたけれども、それがいつであったのかというようなことが私も今のところ定かじゃございません。去年おとしぐらいかなというような気がしておるんですけれども。

それからまた、合併問題は避けて通れない問題であるとも申しました。今でもそう思って

おりますし、しかしながら、それは合併をするしないにかかわらず、十分な勉強、議論を行い、いずれは決着をつけないといけないという意味だったということでございます。

今、これまでに合併したところ、しなかったところの検証をいろいろ行われておるわけですが、それから、さらに近々29次ですか、地方制度調査会の答申も出るように聞いております。それには基礎的自治体の考え方や広域連携とか、定住自立圏構想とか、あるいはまた道州制なども考え方が盛り込まれると思います。これからはそれを参考にして、職員も、そして住民の皆さん方とも十分な議論を深めていくときだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございます。

今、実施方針とか教育方針に従ってやっているよとおっしゃったんですが、実施計画、プログラムそのものはないんじゃないですかね。あるいはこの中で配置転換があったときにすぐわからないという、ある課長、いや、今来たばかりでよくわからないんだとおっしゃった。そういう配置転換後の教育なり、それはどのようにされておりますでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

配置転換後の教育というのは、特別配置転換したからといったの教育はしておりません。その職場内での以前からいる者についてから研修を受けると、そういう形態で行っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

今町長の説明をお聞きしますと、技術教育に焦点が置かれているような感じを受けたんですね。要するに、使命教育というか、公僕である、あるいは町長も住民のためのサービス業であるとお答えになりましたが、サービスについての基本的な考え方とか、使命感だとか、志だとか、そういうふうな教育はどのようにされておりますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

使命感ということでございますけれども、まず、最初に入ったときに、執務始め式のときにみんなの前で宣誓をさせます。その中には当然地方公務員としての全体の奉仕者ということの宣誓をさせます。それと、職員については全体の奉仕者であるという自覚は当然持っているものと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

宣誓をすると。私も宣誓をしました。生命を賭して国民の負託にこたえるという宣誓をしてまいりました。そして使命教育というのを毎週2時間やっているんですね、我々は。我々とはというか、我々はやってきたし、受けてきました。非常に大事なことです。公務員にとって一番大事なのは住民に対するサービス、公僕であるという使命感だろうと思うんですね。今こう見ていますと、総合職という言葉を使ったんですが、課長は皆さん総合職ですね。創造力、企画力に関する教育、能力向上に関する教育が、これは非常に業務を行うのは難しいと思うんですが、これは何でもすぐコンサルに委託をするという習慣がこういう土壌を生んだんじゃないでしょうか。これ1点質問です。

2つ目、OJTとOFFJTとの比率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、コンサルタントの力をかり過ぎるんじゃないかという御質問だと思いますけれども、専門的なもの、そういったものについてはやはりコンサルタントに委託したほうが効率がいいと、また専門的なもの、それと人力的な問題もございますので、アウトソーシングは、今、民間でできる分は民間ですということになっておりますので、それについては問題は、一概に悪いとは思っておりません。

それと、OJTとOFFJTの比率ですけど、回数で試算すると4対6で、4が職場研修、

それと6が職場外研修。ただ、職場内研修というのはその課でも行っておりますので、その分はちょっとこちらのほうで把握しておりませんので、一応こちらが企画してしているのが4対6ということでお知りおきいただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

OJTが4で、OFTが6だとおっしゃいましたね。部署に現業を行いながらOFTを6割するというのは大変なことだと思うんです。もっとOJTの時間、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが重視をされないと技能は上がらないと思いますね。サービス精神も上がらないと思います。これからはそういうことについて管理職の方の思考過程、幾つかの例を挙げて具体的に質問をさせていただきたいと思います。

議長、次、これからは一人の人に集中しますので、一度帰らないで直答を申請したいと思いますが、いかがでしょうか。時間がありませんので、一回一回帰る時間が無駄なんですね。よろしく願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。それはだれが帰るって。質問者はそこで……（発言する者あり）答弁者がですか。（「答弁者もそこに立ってね、やってくださいと。私、そのことに関して」と呼ぶ者あり）それはわからないわけでもございませんが、一般質問のこの一問一答方式をどのようにやるかということは何度も議論してきているわけですよ。論議して、このように質問者は登壇場ですね、質問台を設けて、それをわざわざ設けているんですよ。答弁者は自席に帰って登壇からするという申し合わせをしていますので、それをここで議長の一言で崩すということはできませんので、従来どおりのやり方でいきます。

時間が無駄とおっしゃるから、冒頭に私申し上げましたように、質問者と答弁者がかみ合うような、答弁もきちっと答弁していただきますようお願い申し上げておきます。

以上です。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

議長に頭を下げたい、歩いてくる時間が大変なんで、ゆっくり歩いたらもっと時間かかる話なんです、まあ、そういうことで、だめだということはだめだということで応答したいと思います。もっと時間をですね、一問一答というのは、一回問うて、一回答えるのが一問

一答であって、一回一回議席に帰ることが一問一答じゃないわけですね。御検討をお願いしたいと思います。

けやき台の駐車場、あるいは道路の認定についてお伺いいたします。

路線番 5、町道 2 号線、これはどこからどこまでですか。

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。片山議員、おたくが一般質問に通告してある質問事項、質問要旨にはそのようなことは一言も触れておられません、もちろん思考過程ということをおっしゃったから（「そうです。関連して、その事例を挙げて質問すると申し上げたんです」と呼ぶ者あり）もちろん関連質問は許可はいたしますが、余りに離れた関連じゃない質問をしてください。片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

そういう点で、各課長は非常に消極的だと私は思っています。質問がわからなければ、我々は議員に聞いていたんですね。何を質問されますか。質問の種類は何ですか。一度も来られていません。一応内容は私は渡していますよ、こういうことでしますよということは。これは思考過程を聞いているんです。その手順を聞いているんですから、関連質問かどうかという話じゃない。内容は考え方ですから、どうなっているんですかと、その一例を今挙げているんですから、お答えください。

○議長（酒井恵明君）

私も常に、一般質問の前には通告なさいますので、課長も質問者とすり合わせをしてくれということは常に願っています。お願いもしています。私は、そのすり合わせができているものと思って、ここ座っていますので、御理解ください。

今の質問者のことに答弁してください。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）登壇

すり合わせという話ですけど、そこは私はしておりません。

路線番号 5 番というのは、町道認定番号の 5 番ということでしょうから、それを言えば白坂・久保田 2 号線のことをおっしゃってあるんだろうと思います。これは、今回議案で町道の路線の廃止と認定で上げておりますけれども、この議案資料の 17 ページに位置図をつけております。それで、これは城戸 1 号線の交差点からけやき台団地北側の、以前はバスの展開広場があったところ、そこまでが一応白坂・久保田 2 号線でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

どこからどこまでかを聞いたんですが、それを答えていただければいいんです。

道路法でもって道路は全部つなぐことになっている。それで、今我々にもらっている路線番号を見たら、つながっているかどうか分からないから聞いたんです。

なぜこういうことを聞いているかというのは後で申し上げますが、これは全部町道に指定されるなら町有財産でしょう。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

現在、町道として供用開始している分は町有地でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

今回、白坂2号線の先のほうにパークアンドライド事業ということで町道をふさがれてしまいました。町道はというよりも、道路は血管に例えられるわけですが、みずから血栓を起こしたわけですね。脳梗塞を起こしたわけです。この考え方は間違っているんじゃないですか。考え方です。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、パークアンドライド事業につきましては、先ほど予定しておりました75台分をけやき台の町有地の活用ということで予定をいたし、計画を立案いたしましたけれども、西鉄のほうと協議をしまして、周辺地域の駐車場、無断な駐車場の台数、それから、利用されるであろう台数が採算性もあわせて検討しましたら、最低限100台が欲しいということで要請がありましたので、土地の町有地部分を拡張しまして、議会のほうにも御説明いたしまして、100台の駐車場用地を確保させていただきました。これは、今回議会のほうに上程いたしております町道の路線の変更と伴いまして、そこにまちづくり交付金事業として事業を着手す

るときに、国費等の二重投資等が出てこないような考えも含めまして、今回、申請いたしております路線変更等も含んだ将来的な考えも含んでおります。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

この質問をしようと思って考えた後に議案書の配付がありまして、町道の廃止認定というのが知りました。思考過程、考える手順が住民サイドに立っていないんじゃないかと思うんです。いいですか。今まである道路をつぶして新たに道路をつくる。それ直線道になっています。

ここで伺いしますが、あそこの比高差と、けやき台の環状線と交差点からその比高差と丸林・三国線の比高差、あるいはそれまでの水平距離幾らあると思っていますか。（「議長、ちょっとおかしいとやないと」と呼ぶ者あり）考え方を聞いているんです。どういう手順で考えているかということを知っているんですよ。おかしくないです。通告するってね、通告すると、それは通告してすることなんですか。

○議長（酒井恵明君）

いや、こちら向いて発言してください。（「はい、わかりました。後ろからいろいろ余計なこと言わないでください」「それは道路の質問を出してその中で過程のある経過を聞きゃいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

私、議長冒頭に申し上げましたとおり、片山議員の一般質問の通告書にはないから、それに従ってということをお願いしています。

ただ、今、思考過程のことをおっしゃるから、思考過程となると幅広くなってくるし、私もなかなか苦慮しておるわけです、正直申し上げますとですね。できるだけこの通告に従って一般質問はしてください。でなければ、答弁者も執行部も戸惑いがあるかと思いますのでですね。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

はい、了解しました。

これは通告制度についてまだ質問しなきゃならない。これは議会でやるべき話ですから、通告何のためにするの。学芸会のシナリオつくっているのという話になってしまいますから、質問には、考える手順を教えてください。今言った次の質問があるわけですから、一問一答

だから聞いているんです。

比高差と長さを教えてください。（発言する者あり）わからんならわからんと答えてください。

○議長（酒井恵明君）

どっち。質問はわかるんですか、何をお聞きしてあるかということは。（「議長、わからないならわからないと答えてください。それで構わないです」と呼ぶ者あり）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ちょっと正確な数字はまだ準備していませんけれども、今度三国・丸林線の三差路に接続する距離は100メートル程度になります。

それと、以前、法線として出ていました。これについてはもう50メートル程度でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

長さが100メートル、比高差約30です。こんなの地図見りゃすぐわかる。等高線が出ているんだから。30で100メートルで、直線にしたら斜度幾らになりますか。これは三角関数の問題ですよ。計画書で考えられましたか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

これは実際測量して設計をしていかないとわかりません。だから、今の時点でこれだけなるとか、それは推測でしかないわけですよ。道路幅が決まっていましても、実際、地上げとか切り土とかしていけば当然用地線も広がっていきますし、勾配についても、それは道路構造令等でも出ている基準をクリアしていく設計になっていくと思います。

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。片山議員、御案内のとおり、この件は第34号と第35号議案で上程されていますので、できたらそのあたりで詳しくですね。言おうとなさることはわかっています。片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

要するに、私、何も考えていないんじゃないか企画段階でと言うんです。今、きのうの答えの中で、同僚議員の質問の中で、あそこは道路が回っているから危ないと、白坂 2 号線は、多分曲がるようにしなければならないんです。なぜか。車道を緩傾斜するためには曲がるしかないんですから。私スキーやるんですが、斜度が 30 度といったら大変な斜度ですよ。今、30メートルで 100メートルあったら、サイン・コサインですぐ角度出てきます。そういう見積もりもなくして計画をしていくということが、測量の結果が来たらわかりますなんて話じゃないと思うんです。考えるとき、そこまで全部考えなきゃいけないじゃないか。要するに、考える要因として入っていないじゃないか。

さらに答えます。これ議案がありまして、議案に、道路法の何条に議会の議決を求めるから必要だからとなっていますが、道路法じゃないんですよ。都市計画法がもとにあるわけですよ。都市計画法に道路はどういう定義がされていますか。この環境アセスメントをされましたか。できてから住民に説明するんじゃないんです。住民に、どうですか、こんなところが必要ですか、流量調査を、やっぱり皆さんの意見を聞いて、要するに、住民の視点が欠けているんですよ。しかも、構想段階が抜けているんです。何も考えていないんじゃないかと私は言いたい。だから、思考過程だと言っているんです。（「ちょっと整理してもらったほうがいいと思うんですけど、これじゃちょっと議論が深まらんです」と呼ぶ者あり）

○ 議長（酒井恵明君）

答弁調整のため、暫時休憩します。

～ 午前 11 時 25 分 休憩 ～

～ 午前 11 時 49 分 再開 ～

○ 議長（酒井恵明君）

お待たせいたしました。暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開し、片山議員の一般質問を続けます。

片山議員、冒頭にも申し上げましたが、極力通告に沿って、実は質問上、私もおとといですかね、ちょっと預かりました。要は、思考過程をお尋ねのようですので、できたら、ここにも書いてありますように 6 項目ですかね、1 項目ずつそれをこれに関してはどういうふうな思いでどういうことかということを知りやすいようにただしてください。また、執行部もそれには答弁できるものはきちっと答弁し、できないものはできないでやむを得ません

ので、そういう答弁をお願いいたします。

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

けやき台の問題につきましては、議長のアドバイスもありましたように、議案でありますので、議案審議のときに説明させていただきますが、一応要するに住民の視点、町長、協働とおっしゃっているんですが、住民の意向、例えば、説明会をやるとか意見を聞くとか、決まってから聞くんじゃないかなと。そういう視点でお尋ねしているんです。そういう視点が欠けているんじゃないかなと。しかも手順を踏んでいないんじゃないかなと。都市計画審議会もかかっていません、道路がですね。これは都市計画法を見ればわかるし、あるいは道路行政の手引というのがあります。ここに抜粋がありますけれども、道路行政の手引あたりを見たらそれにも書いてあるんです。一生懸命考えてある。そこんところが抜けているんじゃないかと。

そして、次に移りまして、町有財産の処分についてちょっとお伺いしたいんです。

この趣旨は、住民のために本当にお考えなんだろうというのが基本なんです。住民のために町有財産処分されたのか。ちょっと古い、まだこの文書の保存期限 5 年ですから、まだ有効期間だと思っていますが、16年に黒谷谷の土砂を販売しています。真砂土を販売しています。このときに12月11日にこの起案がされています。文書起案が、取るよという起案が。そして、27日に入札があっているんですよ。そのときに、これは計画的であったのかなと。何で議会の真ただ中に、12月の定例議会の真ただ中にこういう町有財産を売るという議案が必要性があったかどうか。これ町有財産の問題ですから、あったのかどうかお答えいただきたい。

○ 議長（酒井恵明君）

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけど、そういうことは全くございません。たまたまそういう時期になったというだけでございます。

○ 議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

要するに計画性がなかったということですよね。たまたまなったということは。しかも、このときの予定価格は6,500千円で計算をされています。取った立米は279立米、約280立米、これを計算のもとには25円ぐらいで計算されているんじゃないかと思うんですね。これを私の同級生の業者に聞いた。おい、こんな話があるんだけど、おまえどう思うて。基山町の真砂土は物すごく質がいいんだそうですね。そんな価格は一けた違うよという話なんです、私の推理、間違ったら教えてください。いいですか。このとき町有財産が7,000円以上売るときは議会にかけなきゃいけないというのがありますよね。その7,000千円に抵触しないために逆算した金額じゃないかと思うんですが、この値段算定はどのようにされていますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

予定価格は町長が決めておりますので、私どもはわかりません。ただ、参考としまして2社から見積もりをとりまして、それに基づいて6,500千円の予定価格が決められたものと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

今また町長からと言って、町長はこのとき就任されて何カ月しかたっていないんですよ。しかも、入札は1社しか入っていないですよ。これ2社じゃないです。それがそのクリアランスは二、三十万しかないんですよ。要するにここの思考過程が町有財産という町の財産を売るときにきちとしたものがなされていないんじゃないかと。今、立米幾ら、2千円から3千円です。それが25円に入っておるんです。（発言する者あり）いや、そういういろいろ単価あるそうです。これは聞いたんですが、山出し価格、売場価格いろいろあるようですが、そののところもあると。そのところは本当に町有財産を売ろうというときに真剣に議会にかけて7,000千円と規則あるんですけれども、なぜやらないんだろうかと。住民視点という考え方が入っていないんじゃないかなと、こう思うんです。議会にかけると面倒くさくなるからと言うのはなかったですか。

○議長（酒井恵明君）

先ほどの価格の件についての的確な答弁をしてください。

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）（登壇）

片山議員が二千何百円というのはどこからお聞きになったか知りませんが、それは多分販売価格とかそういった価格だと思っております。

以上でございます。

○ 議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

販売価格ですよ。販売価格ですから、山出しの価格じゃないですから、山出しの価格とは違います。そのことは100倍になっているわけですね、極端に言うと。そういうふうに町民視点の考え方がないかということを私はここで一つ問いたかったわけです。

次に、改めて住民主役の思考についてお伺いいたします。

1 点、6 月 1 日から T シャツを着用する、エレベーターの前に書いてあります。エアコンの温度は28度に設定してあると書いてある。なぜですか。住民が来たときのための庁舎のエアコンの温度は住民のためですか、職員のためですか。それから、T シャツでお客さん、住民に対する態度がいいのかどうかという議論はされたんでしょうか、お伺いします。

○ 議長（酒井恵明君）

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）（登壇）

T シャツの件でございますけれども、それについては（「違います。考え方を聞いているんです。市民という視点が入ったかどうかを聞いておるんです」と呼ぶ者あり）それは当然入っております。

○ 議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

それやったら非常におかしな話じゃないかと思えますね。あそこの表示を見ると。職員が頑張ることは大事なんですよ。エコも大事なんですよ。ただ、視点が、住民が来たときの温度設定なのか。例えば、これはある会社は、自分らの事務所と応接室の温度管理は違うんで

すよ。お客さんが来られるところは非常にクーラーがきいています。社員のところはそれはきいていません。要するにそれが本当に合ったというふうに考えられない。要するに住民指向の主体の考え方をしていただきたいというのがお願いなんです。

次に、移ります。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、お客様が見えられるところ、まず町長室は単独でしております。それと議長室は単独でしております。それとＴシャツというのは、住民の皆様方にも地球温暖化対策、ＣＯ₂削減の啓蒙をするために一つＴシャツというのをしておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○５番（片山一儀君）（登壇）

町長室に来られる人がお客さんですか。庁舎に来られる人はみんなお客さんじゃないですか。視点がずれているんだと私は申し上げたいんです。

次に１つ質問します。

町制施行70周年記念式典で表彰状が授与されました。表彰状は何ですか、私はすぐ疑問に思いました。これは昭和42年に公文書規程という規程が出ています。その中に表彰状、感謝状、褒章状という規程があります。何で住民に出されるのは感謝状じゃなかったのか。表彰状は授与です。感謝状だったら贈呈です。そこに住民主体じゃなくて、官尊民卑の思想があるんじゃないですか、皆さんの中に。総務課長が町長に、いや、これは今までこうやってきているけれど、感謝状が妥当なんではないですかとアドバイスされたんですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

感謝状につきましては、片山議員も御存じだと思いますけれども、基山町表彰規則というのがございますので、それに基づいて表彰をしております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

感謝状か表彰状かということでございます。私もただ言葉の厳密の意味というんじゃなくて、ニュアンスからしても非常に表彰状というのは私自身おもはゆいような気がいたします。しかしながら、これをよく考えてみますと、思い上がりではございません。私も一応住民の皆さんから選んでいただいて町長をやっております。となると、町の代表だと。だから、町としてはやっぱり表彰状というような、私個人としてはやっぱり感謝状かもわかりませんけれども、そういうことでやっぱり表彰状でもいいのかなというような感じはいたします。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

総務課長がお答えになりましたように表彰規程があります。その表彰規程は町長が決められて議会にかかってないんです。そこに住民主体の発想がないんじゃないかと。上から下にするものは表彰です。外に与えるものは感謝状です。我々の元自衛隊でも外に感謝状を出していました。野球連盟でも連盟という会長が下に表彰をします。そこらあたりが考え方がいろいろ疑問があるようですが、考え方の問題ですね。外に感謝をするのじゃないのか。だから感謝状じゃないか。住民に対して、おまえはこうだから表彰するよという話じゃないだろうと、そこんところの考え方を聞いているんです。まあ、いいです。表彰状規程はわかっていますから。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

片山議員と私の考え方の違いということですが、私はやっぱりよい行いや功績を大勢の前で表彰するものは表彰と思っておりますので、今回の70周年記念の表彰というのは表彰状で妥当だと思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

いろいろ考え方あるでしょうが、官尊民卑、どうせやったんだからと、こういう話じゃなくて、感謝をする念がないんじゃないかと、こう思います。行政に対して町に尽くしてくれたという。

次に入らせていただきます。

次は、この前、太宰府の市民塾に行っているいろいろ議論を、基山町の行政区の目的は何でしょうか。まず、これ1点だけ質問します。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

町から区長に委任事務をお願いして、委任事務を実行していただく区域ということにしております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

答えになっていません。目的を聞いたんです。要するに安全・安心をそういうところで考えなきゃいけない一つの行政の単位、だから消防だってその単位で、全部はないけれども、なっているんじゃないですか。

例えば、太宰府市は規程で行政区を決めています。今、役場では行政区の境界は地図があるんですよ。行政区を区分した地図があります。オーソライズはされてないけれども、その境界にクレームがついた両方の区長で相談して決めろという話がある。行政区というのは行政が決めるんですよね。確かに県境だって市の境だって全部それぞれ協議をして決めることになっていますね。それを議会にかけることになっています。しかしながら、行政区といっても自治区じゃないんですね。行政区といいながら、そこらあたりははっきりしてないんじゃないかと。考え方がすきっとしないんですよ、私に言わせると。

次に、行政区についてはこれから考え方の話ですから、これからお考えいただければいいということで、基本条例に関して先ほど質問したら、出せなかったのは特例交付金があったからと、忙しかったからだと、あるいは規則ができてから、いろんな話を聞いておりますが、要するに目的に向かってやる、町長が協働とおっしゃって基本条例は大事だとおっしゃっている。それに6月に間に合わないから、交付金なんてやり方、要領でプロジェクトで出した

っていいわけです。企画政策課がやらなくてもいいです。そういうところを目標に向かってやらないで、出来高で、先ほど同僚の重松議員からありました。規程や規則はどうなっているの。どういう目標を持っているの。常に出来高勝負じゃないですか。そこをちょっと御意見があるでしょうから、お考えとして。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

定額給付金について、プロジェクトでもいいのではないかという議員のお考えですけれども、国の事務を地方公共団体のほうにおりてきたのが3月に、国としましては定額給付金事業は昨年度末に決定いたしまして、急遽国策として地方公共団体で取り組んで作業しなさいという方針が出ました。その中で窓口としては企画政策課のほうで行いますということで、3月より給付に向けた実施等作業に取り組んできております。そういった中で急遽作業等が入ったということで、実施に当たりましては土・日・祭日ほとんど休まず毎日の業務としては10時過ぎぐらいまで残業等もいたしながら執行を行っております。そういった関係で、5月の連休後に支給しようという素案で動いておりましたけれども、できるだけ早いほうがいいということで、連休前に支払うように作業等も進めてまいり、その段階からしてどうしても条例の作業のほうに取り組めなかったという経緯でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

地方公共団体がその事務を負いなさいということになっていますね。それは予測されたことですし、企画政策課がやるかやらないかは庁内の問題なんですよ。プロジェクトを組んで皆さん全力投入でやればよかったんです。忙しければですね、それはできた話なんです。だから、先ほど町長がいみじくも視野狭窄に陥っているんじゃないかなと、こういう話が出てくるわけです。例えば、放課後児童はこども課ですね。これは男女共同参画にも関係あるんですね。そういうこども課、子どもの放課後事業だけで考えている。男女共同参画からすべて考えていかないと視野狭窄になるんじゃないかと思います。

出たり入ったりいろんなことで時間がとりましたので、少し飛ばさせて、次は指定管理者制度の評価システム、これもやりっ放しの典型じゃないかと思うんです。憩の家等の指定管

理者だってもう3年になりますね。これをつくる段階から既にもう評価制度は考えてなきゃいけなかった。何のために。それが有効になるために。有効になるということは、住民のためになるようにですよ。つくらなきゃいけなかったということはなかったんじゃないのかなと。

要するに何が大事かという、今いろんなところで指定管理者が問題になっております。これはどういうことかという、行政が手足を縛って民間の知恵を入れるといった制度自体が生きてない。今、町民会館、体育館の管理条例、6月の議会に提出されていませんね。なぜ縛ったままにしてあるんでしょうか。これは町長にお答えいただきたいんです。

首をかしげられているようですが、要するにそういうところで評価システムをきちっと機能しておけば、これはおかしいというところが出てくるんだけれども、評価システムがないために今ある管理条例がそのまま生きている。例えば、あそこを私この前2時間借りたんです。4時間のお金を払いました。4時間単位で借りようになっているんです、条例は。午前中、午後でなっているんですから、4時間で400円、2時間で200円で済むわけですよ。それ評価システムするとちゃんと評価できるんじゃないかと。そういうことは条例を廃止しないと本来の民間力の活用をするということの趣旨が生かされないんです。なぜ条例を改正されないんですかということをお聞きしているんです。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

実際条例改正まで至ってないということでございます。これは怠慢、手ぬるいと言われればそれまででございますけれども、今2カ月たって、そしてこれからいろんな問題を出し合って業者のほうと、それから行政のほうと意見を出し合って、そして、よりよい方法を探っていこうということでございます。そういうことでございますので、ちょっと遅くなしていると、手ぬるいということの御指摘だと思います。状況としてはそういうことでございます。

○議長（酒井恵明君）

教育長。

○教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

体育館と町民会館に限っていいますと、確かに指定管理者制度の評価システムはまだつくってありません。これは町全体のことでございますからね。ただ、指定管理者の評価につい

てはやっているつもりです。といいますのは、指定管理者との会合を月に1回、定例会議を持っております。先方の指定管理者側からは会社の幹部、それから現場の責任者、私どもも出席して十分に意見を聞き、また私どもの希望も述べております。それをさらに課内の会議の中で報告をし、話し合った上で、できるものからやっていこうというふうなことを考えておりますので、そういうのを評価しております。

○議長（酒井恵明君）

お断り申し上げます。

午前中はもう終わっていますが、一般質問が熱が入っていますので、このまま片山議員、あと14分の残りですが、続けます。

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

教育長からいみじくも町全体の話だと。もともと私が町民会館、体育館の指定のときに、すぐ総務課長が教育長に答弁を求める。そうじゃないんです。この指定管理者というのは町長が指定管理をするわけですね。処置をするわけですよ、これは。処分をするわけです。これは処分案件ですから、処分をするわけです。委託じゃないんです。処分をするわけですから、これは総務課なり、町長を一番補佐している総務課長の話なんですよ。そこを考えなきゃいけない話なんです。

そういうことで、時間がいろんなことでとりましたので、最後に合併についてちょっとお伺いいたします。

先ほど時期でない、いろんな評価をしてという話がありますが、今合併して評価が出るとお考えでしょうか。これはいろんな仕組みがあって、例えば、日本人は大体仏教が非常に多いですね。無事、事が無いということを自然に体にある。だから、変わることを自体が大変なんです。変わることを自体御不幸だし、危機感持つわけですね。変わらないのが一番いいんですから、無事という概念で。無事、事が無いということは変わらないということです。だから、変わって評価をいいと言う人はいないと思うんですが。

ここで町長にお伺いしたいんですが、外部的には地方分権の推進、権限委譲、あるいは税源移譲は小さい、権限委譲は大きいけど、税源移譲は小、道州制の動向があります。また、内部的には、少子・高齢化、かつ基山町の人口は減少しております。今、1万8,100人を切りました。町長もこれ一番頭痛いとおっしゃっていましたが、今、基山町の人口ピラミッ

ドから見ますと、労働人口の変化、これがどんどん減っていきます。平成30年にはマイナス864、今の人口ピラミッドをトレンドして試算をしますと860は減るんですよ。そういう内部的な要因があります。しかも、我々の生活圏は博多から佐賀、久留米まで広がっていますね。それを小さなリヤカーや車力や馬車の時代の行政区でそれを支えられるのでしょうか。

この前、大山勝代議員が、あすてらすは無理には望まないとおっしゃったけど、あれだけの高い福祉を望むために、この小さな本当の行政区で住民の高度化された社会生活を満足できるとお考えでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

まず、これからの住民サービス、本当に基山町としてやっていけるのかというようなこと、それに対しては私も非常に不安なり心配なり、あるいは危機感を持っております。当然というとおかしいですけども、大きいところと同じような規模の同じようなサービスができるかということ、なかなかできにくいところもあるかと思います。しかしながら、今いろいろ出ておる数字等もこれまた分析の仕方もあるかと思います。

この前鳥栖でお聞きした講演会あたりでは、高齢者の数は高齢化率ではないんだと、いわゆる数の問題だと。幾ら大きいところでもその数がふえればそれだけの扶助費がかかってくるんだと。大小にかかわらず、むしろ大きいほうが危ないんだというような、これは考え方だろうと思いますけれども、そういう見方もあるということ、この辺もやっぱりしっかり本当に我々考えていかなきゃいかんことだと思います。

それから、今検証があつておるとは言いましたものの、検証はもちろん私も以前に何か申し上げたことがあるけれども、今すぐの検証としては決して合併してよかったというところは余りない、むしろ本当に少ないんじゃないかということです。しかし、これを将来的に見ればやっぱり本当にやっていけるのかというようなそういう危機感というような、それをしっかり今検証して基山町として考えていかなきゃいかんということでございます。

それと、その作業ももちろんこれからと、先ほども申しましたようにこれからやっていかなきゃいかんということとともに、本当に今基山町で何をやるべきかというようなこと、これもやっぱり本当に考えていかなきゃいかんと。基山の将来はどういう基山町にするのかと、そのためには何かと。協働なり何なりというようなことありましようし、財政ということ

もございしょうけれども、そういうことを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと、私は合併については今のところそういう思いを持っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

先ほど四次元の話をしていただきました。非常に各課長それぞれの責任者が努力をされて町の一般財源を使わないで、国のお金があるときに事業をされているというのはよくわかるんです。苦労はわかります。しかしながら、我々はきょうじゃない、あしたではない、5年先、10年先という時間軸を第四次元の世界をよく考えていかないと、施設はつくったわ、今ここで大きな施設が幾らのランニングコストがかかりますか。ランニングコストの計算までされているかどうかわかりませんが、こういうランニングコストまで考えて事業を運営していかないと、我々はどんどん苦しくなるだけじゃないか。

最後にちょっとお願いをして質問を終わりたいと思いますが、昨年12月だったと思いますが、議員報酬の賞与の計算間違いがありました。これは議長が気づかれてもとに返ったんです。私も気づきませんでした。それから、基山町のこたしの元旦広報に町長の写真が載らないで回ったんですよ。すぐ回収してもう1回刷り直したんです。こういう事案があったんです。

それから、今年度の議会費の補正が提出されています。何でか。人件費が上がっているんです。何で。どうも計算間違いのようですね。

それから、男女共同参画推進アンケートの郵送料も今回補正に上がっていますが、これも委員の方から指摘がありました。大口割引があるんじゃないの。あるんです。それすら見積もっていない。非常に小さなことをあげつらうようで恐縮なんです。公文書にミスがあったり、要するに管理者のチェックが行き届いてない。緊張感が足りない。私も公務員ですから、官庁勤務をしてきた感じで見ると非常に、まことに申しわけないですが、皆さん一生懸命におやりになっていると思うけど、私は非常にずさんだと、危ないなと、こういう感じを持っていますよ。我々はそうやってたたかれてきたんですから、たたかれて文字が間違っている。動詞がないとか、そういうことをよろしく。これから管理者が頭脳労働をしていただきたい。委託ではなくて、過去の慣例ではなくて、これは議会にも責任があるから議員にも責任があるかもわからん。よその町はすぐどうの、最近はなりました、そういう質問が議

員から。よその町はどうなっている、あっちはどうなっていると聞くから、あっちこっちを調べて自分のところのオリジナリティがなくなっているんです。

町長は、基山ブランドと最初におっしゃったが、今は消えてしまっています。例えば、公務員の今度人事院勧告がありました。下げることになりました。これは公務員も一般職だけです。特別職には該当していません。それをそのまま受け入れている、基山町は。なぜ基山の人のデータをとらないのか。とる努力をしないんだ。基山には基山のオリジナリティがあるでしょう。公務員とは違うでしょう。質も量も幅も違います。それをなぜ基山の住民という視点で仕事をしていただかないんだ。

要するに役場の常識は、公務員といっても私も含んで常識は一般の社会の非常識なところはたくさんあります。違ふとおっしゃったら、また後でいろんなことで教えていただきたいんですが、要するに勇将の下に弱卒無しと言われていています。磨かない金剛石の原石は輝かず駄石になります。これからやはり課長、我々もみずから研さんをして基山町のためにやっぱり頭脳を使わないと、すぐにコンサルがとおっしゃるが、コンサルはだれがやっていますか。私はコンサルの問題取り上げました。CRCだ、MRIだ取り上げたことがあります。三菱総研等の話をしました。やはり我々のことは我々で考えないと、それが自治である。若い人にはすごい人がたくさんおると私は見えています。それをせっかく管理職の皆さん方の努力で輝くようにしていただきたい。我々も頑張りますので、ひとつその努力を無にされないように役場の論理ではなく、住民の視点で住民サービスの万全を期していただきたいをお願いをして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

最後に私、お礼と弁解を申し上げさせて――弁解になるかもわかりませんが、本当に今、片山議員のいろんな御指摘、それから、むしろ警告、この辺のところ、私はそう思って受け取ったんですけれども、それはそれとして本当にありがたいというふうに思います。ただ、職員も一生懸命頑張っておるとおっしゃっていただきましたけれども、そこで、常に職員に言っているのは、まさに片山議員と一緒に、公僕であれというようなことは言っております。これは前提だと、まさにサービス業の何たるもんでもないというようなことで公僕であれということと、それとともにやっぱりリーダーであるという、リーダーというのはおこ

がましいのかもしれませんが、やっぱり町民の皆さんをまとめるというようなそういう意味での責務があるんだと。これをしっかりやっぱり認識して自信持ってやることはやれというようなことを言っております。まさに機関委託事務じゃなくて自治事務をしっかりこれからやっていかなきゃいかんというふうなことも私も再三事あるごとに言っております。そういうことでこれから。

それからもう1つ、この前テレビを見ておりましたら、「ほめる覆面調査」とかなんとかというのがテレビであっていました。要するに飲食店に行ってウエーターとかの態度を見てチェックして、そして、それをやっぱり褒めるというようなこれからはそれが必要だというようなテレビ番組でございました。それに橋下・大阪府知事が、うん、まさにそうだということもおっしゃっていました。そういうことで、これから先はやっぱりそういういろいろ勉強もしななきゃいかんし、ある程度褒めてもいかなきゃいかんだらうと、そういうことで私も取り組んでいきたいというふうに思いますので、ひとつこれからもよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございました。二代表制はお互いに対立する関係ではない。お互いが助け合って住民のために、地域のためにやるシステムだと思うんです。それをやっぱりこれからお互いに生かして、悪くとらないでいただきたい。ひとつよろしくこれから地域の発展のためにそういう視点で頑張って、ありがとうございました。これからよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（酒井恵明君）

以上をもちまして片山一儀議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（酒井恵明君）

会議を再開いたします。

これより後藤信八議員の一般質問を行います。後藤議員。

○ 3 番（後藤信八君）（登壇）

3 番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問を行います。

今回は、まちづくり基本条例に絞って質問をさせていただきます。私にとっても難しい問題ですが、率直に問いたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

基山町まちづくり基本条例については、第 4 次総合計画の基本理念であります協働のまちづくりを進めるための基本的な考え方、事項を定める条例として、平成19年のワークショップを皮切りに長期間議論が進められてまいりました。既に 2 年近い取り組みになっております。その間 3 回にわたる全体シンポジウム、実質、勉強会も含めて16回開かれた策定作業部会、そして機関審議としての 5 回の策定委員会を経て、基山町まちづくり条例素案として提示されております。

私は今回、この 3 月 1 日のシンポジウムで町民の皆さんに公開されましたこの条例素案と解説書、それから説明チャートなどの公開された資料に基づいて、いま一度基本的な考え方の再確認と、この条例が実施された場合に想定される課題として、特に我々議会や議員とのかかわり、行政区、自治会などとのかかわり、あり方について、町長及び執行部の見解を問います。

第 1 に、協働のまちづくりそのものを含めての基本的事項の確認であります。

1 つ目に、基山町行政として町と町民の協働のまちづくりを進めていく真のねらいは何ですか。自主、自立のための行財政改革の一環ですか。それとも、行政の新しい意思決定の仕組みづくりなのか。あるいは両方なのかと。昨年 6 月にも同様の趣旨の質問をしていますが、現時点での考え方を聞かせていただきたい。

2 つ目に、基山町におけるいわゆる協働の取り組み、実践、参加の状況などについて、今現在の状況について町としてどのように把握し、また協働の状況をどのように評価をしているかと。つまり、今、基山町の協働のレベルについてお伺いをしたいというふうに思います。

3 つ目に、基山町において協働を進めるためにあえて細かな具体論まで踏み込んだ条例、つまり我々町の法律といえますか、条例までが必要とされる理由について何か、お伺いしたい。

4 つ目に、基本条例の中で数多くうたわれている文書の中に出てまいりますまちづくりとは、行政サービス全般の中でどこからどこまでを言うのかということについて具体的に示していただきたい。

以上が基本的事項の確認であります。

第2に、基本条例と議会議員とのかかわりについてであります。

私は、今回の基本条例は憲法、地方自治法に基づく住民自治をさらに住民主体にするための新しい枠組みづくりだというふうに理解しております。この枠組みの中での議会及び我々議員の役割について大変危機感を持っておりまして、その観点で質問をさせていただきます。

1つ目に、住民自治の基本である行政と議会の二元代表制についての町長の見解を聞かせていただきたい。

2つ目に、基本条例素案の第4章にあります協働の仕組みの考え方からしますと、これまでの住民の負託を受けた議会議員対行政という二元代表制から、住民参加の行政対議会という形に形が変わってしまうんじゃないかというふうに考えておりますけれども、どのように思われますか。

それから3つ目に、議決機関としての議会は公平、公正の観点から、個々の計画づくりや事業について住民と行政が行う意思決定の枠組みには入らないのではないかと。条文前文にうたう住民、議会、行政の三位一体という考え方が現実問題として成り立つものかどうか。

4つ目に、この基本条例の枠組みに沿って協働が実行される場合、議会としては住民と行政協働で意思決定された計画や事業等について追認するだけの機関になるのではないかと。したがって、その議会の規模や役割などについて、あり方についてが問われるというふうに危機感を持っておりますが、町長の見解はどうか確認をしたいと思います。

以上が基本条例と議会についてであります。

第3に、基本条例と行政区、自治会についてであります。

素案では、第2章第4条の基本理念の中で町民が自治の主体であること、そして地域コミュニティが地域自治の役割を認識し、地域のまちづくりを行うとあります。町民自治、地域自治をこれまで以上に進める内容だと思いますが、この前提で率直な疑問について質問します。

1つ目に、基本条例でうたう地域コミュニティとは何ですか。その定義と具体的な対象を示していただきたい。

2つ目に、基山町において行政区と自治会の違いについて、どのように考えているか示していただきたい。

3つ目に、第4条の基本理念の中で地域コミュニティが地域自治の役割を果たすというこ

とありますが、地域自治の運営はこれまで以上に住民自治組織である自治会主体というふうになるのかどうか、そういうふうを考えているのかどうか。

それから4つ目に、基山町では現在ほとんどの地区が行政区イコール自治会になっておりまして、町長から行政事務の委嘱を受けた区長、それから自治会長、さらに公民分館長が同じ形で運営をされております。条例のこの第4条の基本理念の住民の自治重視という趣旨からしますと、このことが矛盾することが起きるのではないということであります。そのことをどのように整理していくのか示していただきたい。

第4に、条例と町民活動団体についてであります。

1つ目に、町民活動団体とは何か。その中で、第15条にうたいますみずからの活動領域を代表するものについて、まちづくり計画を策定できる団体とはどのようなものを想定しているのかについてお伺いしたい。

2つ目に、第10条の町民活動団体と役割と責務について。自立した団体として意思決定の過程を明らかにしながらという文言がありますが、なぜこのような条文が必要なのか、具体的にどういうことなのかをお示しいただきたい。

以上、この4点が基本条例を実行した場合に想定される私の率直な課題認識であります。

最後に、協働のまちづくりを条例まで制定して実践していく以上、これらの新しい意思決定の仕組みとこれまでの意思決定の仕組みの中心となります既存の組織、行政組織、議会、行政区、審議会等について、その役割とあり方について大胆な改革をしなければならないと私自身は思っておりますが、町長の思いをお聞かせいただきたい。以上であります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

後藤議員の御質問でございますけれども、お答えさせていただきます。

まず、協働のまちづくり条例と基本条例ということ、この1本のようにございますけれども、その1としまして、基本的事項の確認ということで、ア、町と町民協働のまちづくりを進めていく真のねらいは何かということです。

自主、自立のための行財政改革の一環かということ、あるいは行政の意思決定のための新しい仕組みづくりかということでございますけれども、これは地方分権一括法の制定により

まして地方自治体は、自己責任と自己決定による地域に合った個性豊かな社会形成が必要となっており、まいて。そのためにも、地域のことはその地域の住民がみずから考え、みずから行動する自主、自立のための仕組みづくりが必要ということでございます。したがって、この意思決定のための新しい仕組みづくりでもあるし、行財政改革の一環でもあるということだと思います。

それから、（イ）の現時点での基山町の協働の実践状況についてどう把握、評価しているかということでございますが、本町の協働に関する取り組みは、19年度に実施しました住民参加によるワークショップや20年度に開催したシンポジウム等でのアンケートなどでもわかるように、他の市町村よりも非常に積極的に取り組んでおられ、高く評価できるというふうに思います。

それから、ウの協働を進めるため、あえて条例まで必要とする理由は何かということでございますが、現在の自治体では中央集権からの脱却及び地方の自治がうたわれております。今後、地方自治体には自主や自立の自治体運営が強く求められることになっております。協働のまちづくりを推進していくためには、町民や行政、議会などの権利及び協働に関する基本ルールの制定が必要であるということでございます。

エのまちづくりとは、行政全般の中でどこからどこまでを言うのかということでございますけれども、基山町総合計画の実現に向けたもので、その第4次総合計画では第1章から第6章の基本計画だと思っております。

それから、（2）の基本条例と議会についてでございますが、アの二元代表制についての見解をということでございます。

二元代表制につきましては、これは住民の選挙により選ばれた首長と議会がお互いを牽制し合うことにより、公平な意思決定が行われるための地方自治にとっては大切な制度だというふうに考えております。

それから、（イ）の従来の住民の負託を受けた議会对行政という二元代表制から、今度は住民参加の行政対議会という形に変質すると考えるが、どうかということでございます。

今までも行政や議会に対して各種団体等からの要望、陳情等がっております。こうした意見の検討を明確にすることによって町民の意見を吸い上げ、事業に反映できるものは予算化し、議会で議論して決定をしていくということです。また、議員の皆様も町民の意見を施策に反映され、議論することも当然可能と考えます。

それから、ウの住民と行政の意思決定の仕組みには議会は入れないんじゃないかというようにございしますが、町民は、まちづくり提案計画等を行う手段として、行政と協議するか議会の皆さんにお願いするかの方法がありますが、条例は、行政との方法をルール化しようというものでございます。そこに入れないとか入れるとかという問題ではないかと思えます。

それから、（エ）の議会は、住民と行政の協働の枠組みで意思決定された計画や事業等について追認するだけの機関になるのではないかと。それから、議会のあり方そのものが問われるとの危機感を持つということでございしますが、これは、前のウでも回答いたしましたように、まちづくりは町民が主体ですので、町民が行政と協議し、あるいは議会と協議し、事業化することは当然と考えますので、その危機感は発生しないと思えます。

（3）でございします。基本条例と行政区、自治会についてでございしますが、アの条例でうたう地域コミュニティとは何かということですが、現在の基山町の自治会の前提といたしております。

それから、イの行政と自治会の違いは何かということです。――失礼しました。行政区と自治会の違いでございしますが、行政区とは、事務委託の区域であると。それと、自治会とは、地域住民の自主的な意思による総意に基づき結成された団体であるということです。基山町の場合は、ほとんどの地区が行政区と自治会は同じになっておろうかと思えます。

それから、ウの第4条の基本理念の中で地域コミュニティが地域自治の役割を果たすとあるが、地域自治は住民の自主組織である自治会主体となるのかということです。基山町においてはまさしくそのとおりで、各区の自治会が地域みずからの担い手であり、条例中の地域コミュニティだと思います。

それから、エのほとんどの地区が行政区イコール自治会となっており、町長から行政事務委託を受けた区長と自治会長、公民館長が同一となっておるが、条例の趣旨からすると矛盾することになると。それをどう整理するかということでございしますが、基山町においては各区の自治会が地域コミュニティであるので、特段矛盾することはないと考えます。

それから、（4）の基本条例と町民活動団体についてということで、アの町民活動団体とは何か、そして、その中で15条にうたうまちづくり計画を策定できる団体とはどのようなものを想定しているかということです。

これは地域活動、福祉活動、文化活動、芸能活動やスポーツ活動などで、計画を策定でき

る団体とは、体育協会や老人クラブ、婦人会、文化協会等だと思います。

イの町民活動団体と役割と責務について、自立した団体として意思決定の過程を明らかにしながらとあるが、なぜこの条文が必要なのかということです。

内部の意思決定機関が明らかになるような条約等を持ち、まちづくり計画等を進める場合どのような議論がなされ、どのような経過で計画が定められたかがだれにでもわかるようにしておくためでございます。これは団体に所属する会員等の総意によりまちづくりが行われていることを明確にするためです。

(5)の条例まで制定して実践していく以上、既存の組織、行政組織、議会、行政区、審議会等の役割とあり方について大胆な改革をしなければならないと思うがということでございますが、今回の条例は主に施策決定過程の明確化と協働の推進について条例化したものですが、行政のあり方を大幅に変えるものではなく、現在の組織の役割を大きく変えるものではありません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

質問のほうの文章が長かったので、回答いただきましてありがとうございました。

それでは、まず基本的事項の問題から再質問させていただきます。

私は、最初のワークショップから最近のシンポジウムまでできるだけ参加をさせていただいておりまして、グループ討議なんかにも入らせていただきました。ただ、何回出ても繰り返されておった言葉が、なぜ今の基山に協働かという言葉であります。その視点で再質問します。

まず、アの協働を進める基山町の町としてのねらいということではありますが、非常に難しい地方分権、自己責任、自己決定とか難しい回答をいただきました。今の回答で町民の皆さんが町のねらい、思いを本当に理解できるかなと。もっと率直に訴えにやいかんのではないかなと思うんです。基金も減ってお金もなくなると。税金は上げられませんか。これから町民の皆さんに少しいろんなお手伝いをしてもらわないと、行政にもらって行政にかかるコストを下げなきゃやっていけないのですと。あるいは物事を決めていくときにもっともっと多くの皆さんに参加してもらって意見を出してもらおうためのルールづくりするんですと。具体的

に率直に訴えるものを持たないと大勢の方が結局なぜ今協働なのかということにいつも戻ってしまうというふうに危惧をしております。その辺のことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

町長が答弁させていただきましたように、地方分権一括法が根底にあるというのは、今まで19年度からのいろんなシンポジウムとかそういう中で訴えさせていただいたことですが、その中でも今回の条例につきまして大体地方分権一括法に伴うような考えで6項目程度を上げてきております。それは今回の国が補正を入れましたように、国は相当の借金をしていると。900兆円の借金を行っており。そういった財源が国としても借金で運営している部分が必ず地方分権一括法を含んだところで地方自治体にもしわ寄せが来るということを前提に考えております。

地方分権一括法の取り組みの中には、権限委譲、それから税源移譲というたい文句をいたしておりますけれども、地方における権限委譲の業務はかなりの業務をおろしておりますけれども、根本的な税源移譲については、今のところ税源の移譲はあってないということで、これは将来にわたって財源の収入がかなり減ってくるというふうに予測しております。その点から考えまして、議員御指摘のとおり、財源が厳しくなるということも含んで町民の皆さん方には御説明をさせていただいたと思っております。それで、それを含めて今後、将来的にもかなりの財源が厳しくなる上で、町民の皆さん方の知恵と力をお借りしたいということで今回の条例を策定しているわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

今のような地方分権一括法云々の前段はいいですけれども、やっぱり財源がこれからなくなる。本当に行政にかかるコストを下げにやいかん。そのために町民の皆さんに応援してもらわにやいかんということ、今の後半の部分のような表現をもっといろんな場面で出していかなきゃ、これ私が申し上げたのは、いつも町はどっちねらっているのかなと。コストを下げるのかなと、あるいは新しい仕組みをつくるつもりなのかなと、どっちやろうという言葉

はいっぱい聞くわけです。いろんな討議の中でですね。私は両方ねらっているんだなと思っているんですけど、そういうことで、コストを下げることも新しい意思決定の仕組みづくりも両方やりたいということで確認しますけど、よろしいですね。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それじゃ、私からも申し上げさせていただきますけれども、まさにやはり両方ねらうといえますか、そうありたいということでございます。行財政改革、それから協働というと、すぐに労働を強いるのかとかいうようなそういう議論にもなりかねませんけれども、それは結果であって、その前にやっぱり一緒に町民の皆さんと議会と行政で考えようやと。そして、何をするかと、しないのかと、それから我慢するところは我慢しようやとか、そういうふうなことを認識を一つにして考えていこうと。そして、何をやったらということで企画するというようなことじゃないかというふうに思っております。協働については、各地区あたりでも私も言わせてもらいましたから特には申しませんけれども、要するに気持ちを一つにしてお互いの立場を認め尊重しながらまちづくりに協力していくということでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

わかりました。

次に、現在の基山町における協働の実践状況の評価であります。そういうアンケートのお答え、積極的に高く評価できると思いますということでありますが、具体的なレベルで、きのう自治会の加入状況については回答がありましたので、495世帯未加入で、率にすると92%ぐらいの加入かなと、思ったより低かったので、ちょっと想定外の質疑がきのうあったように思います。ただ、私は、このシンポジウムとかの会合でもいつも出てくるのは、今もいろんな河川清掃とか、防犯パトロールとか、ふれあいサロンとか、いろんな協働のことをやっていますねと。何を今さらという人もグループの中でいっぱい出てくるわけですね。そういう中で、今現在の基山町の具体的な評価を、例えば、防犯とか、子育てとか、高齢者対策とか、環境美化とか、そういうものに対する取り組みについて、町として今現在の評価を本当に具体的にどのようにしているのかということについてちょっとお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

各地域、それから町民の皆さん方のボランティアの活動に対しては、町長お答えいたしたように高い評価を得ております。町の行う行政の中にもまだいろんな企画、それから、そうした事業等への参画等も考えていきますと、まだできるのではないかとという項目も数多くあると思っております。現在の行政区の中で活動いただいている部分についてはかなりの高い評価をいたしておりますけれども、今後やっぱり町の行政の事業として取り組むべきことについては行政側もできるものは協力をお願いしていく方向でまた検討が要ると思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

現場レベルが非常に評価高いけど、町全体のレベルはこれからという思いをお伺いしました。

私は、1月のシンポジウムで宮崎市の話聞いたときに、もともとは自治会加入率が64%という報告がありましたですね。いろんな協働の取り組みは自治会離れ対策から入ったというふうにシンポジウムではお伺いしました。ただ、今、基山のレベルは全然違うレベルというふうに認識しております。そういう中で、さらに協働のレベルを上げたいという思いという確認でよろしいですね。そういうことで確認しておきます。

ウの条例の必要性といいますが、町の法律をつくってまで拘束性のある条例まで必要なのかと。これは私の地元でも出ましたけれども、条例になれば今以上に義務や強制が出てくるんじゃないかという拒否反応を持つ人も出るわけでありまして。なぜ条例まで必要かというレベルについて、もっと町民にわかりやすく説明できるというんですか。先ほどの回答では非常に難しい回答でいただきましたが、その辺のことについてちょっとお願いしたいんですが。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

各他自治体等のこういう取り組みについていろいろ見てみますと、指針等で協働を盛り込

んでいるところ、それから要綱、あとは規約とか、そういった方向で取り組んであるところもあると思います。指針等については町長等の裁量権の中で変更も伴ってくると。今回、基山町として条例を制定することによって、これは町民への約束等によって規制等も入ってくると思いますので、もし定められている内容等の条文変更等が出てくることによれば、これは議会のほうにまたお諮りして条例制定等の内容を御審議いただくという、そういう規制された部分が発生してくるということで、より重みがあるというふうな考えを持っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

非常にこのことは大事だと思うので、今ボランティアでやっておるから一生懸命やっていますと。だけど、それが制度・政策上きちんと整備されると嫌やなという人も実際のボランティア活動家にはたくさんおるわけです。そういう意味で、なぜ条例まで必要なのかということについて、もっとわかりやすく説明できるものが率直にやっぱり町の思いを、要は法令上の根拠をつくるんですということになるんじゃないかと思うんですが、そのことについてもっともっと心してやっていくべきじゃないかというふうに思っておりますので、これは意見として申し上げておきます。

最後に、この基本的事項、ちょっと時間がずれていますので、各基本的事項のまちづくりの範囲の問題であります。回答では、総合計画の第1章から第6章まで、基本計画全部というふうにお伺いしました。条例にうたうまちづくりという定義の問題が、これだと行政の経営の問題から環境整備、教育・文化、子育て、高齢者の暮らし、社会福祉全般、安全・安心、農商工など産業政策まで全部網羅して、この行政全部をこのまちづくり条例にうたうまちづくりという形になるんですか、そういう理解でよろしいですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

第4次総合計画の中で上げております事項については、取り組んでいく基本的な指針の内容でございます。一般的に言っております平仮名で表記する「まちづくり」という項目については、社会、経済、それから福祉、教育、コミュニティ建設などをまちづくりに関するすべての事項ということの行為というふうに指しております。その中でも、町長の例えば、選

任事項とか人事権とかそういうものについて、町民からの提案等については、それはもう考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

そういう意味では、あくまでもこれ具体論まで踏み込んだ条例になっていますので、そこまで行けばある程度そういう文言の範囲まで明示しておかないと、例えば、第1章には財政計画とか人事とか、第3章には学校教育そのものが入っていますし、第4章には医療、国保、これらが例えば、14条でいう町民提案制度や意見、要望など対象になってしまう、重要な計画の参画のですね。やっぱり我々が作る以上はそこまでの想定までしてやらなきゃいけないんじゃないかと思います。やっぱり行政主導、財政とか人事とか医療とか、行政が最低絶対自分の力でやらなきゃいけないことと、町民に協働をゆだねることと、ある程度そこに範囲というものがないと大変なんじゃないかなと。宗像市みたいにもう少し対象を条例の中に明示するとかというようなことが必要じゃないかと思いますので、意見として申し上げておきます。

それで次に、本題と思っております議会とのかかわりであります。

ただし、これからの議会議員という言葉は私勝手に自分で何回も使いますが、あくまでもこれ私自身が考える議会であり、ここにおられる同僚の皆さんの意見と少し違うかもしれませんので、その辺のことについてはお含みおきをください。

まず、二代表制についての町長の見解をお伺いしました。直接選挙によって選ばれた市長と議会がお互いに牽制し合う、そのとおりかもしれませんが、これで議論するつもりはありません。ただ、言葉の問題で、首長、つまり町長と議会は牽制し合うということによろしいんでしょうか。町長が指揮する行政と議会が牽制し合うということで、そういうことじゃないんですか、町長どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

二代表ということになれば、やはり私首長と、いわゆる議員さん方、選挙住民から選ばれたという意味での首長と議会だと。そして、この行政を引っ張るといいますか、リードす

るのが私の役目だろうと思いますので、ひいては議会と行政というような形になるのかもわかりませんが、いわゆる二元代表制ということになれば、そういうことじゃないかなというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

見解の問題はそれで、私はいつもこのことで町長が1人で仕事が済むわけではないので、変な話ですけど、アメリカのオバマ大統領は常に我々と、あの人の演説は全部我々という表現をします。日本の首相は、私が、私が、私がと、どなたもそう言います。やっぱり組織のトップとしてどちらが正しいかということを私自身は思います。そういう意味で、やっぱり文言の意味はそうかもしれませんが、意識として町長が指揮する行政、執行全体と議会というふうに私自身はとらえております。あえて意見として申し上げておきます。

それから、二元代表制が変わってしまうのではないかということについての、今までと同じで議員も町民の意見を聞いたらよいということですが、これ具体的なレベルでお伺いします。第4章の協働の仕組みの説明に使われたチャート資料、これですね、協働の仕組み、ちょっと傍聴の皆さんはわかりにくいのです。町行政がこれだけの町民検討会議、まちづくり計画、策定、計画への参画要請、これだけの主な大きな仕組みをつくって、いわば住民の参加と負託を受けた案件について、議会は議会で町民の意見を聞きながら議論すればいいんじゃないですかということには私はならんのではないかと思います。1つの案件に2種類の町民の負託があるということにはなれないと思うんですが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今までの行政の仕組みの中でシンポジウム等を行っていった中で一番要望等の大きかったのは、町民の意見、要望をいかに町政に反映していくかというところで現在も各区、それから町民の方たちの要望、意見等は議会のほうにも上げられてもおると思いますし、町の担当、それから町長のほうにも上がってきていると思います。その中でいろんな議論を行いながらこれが事業になるかならないかを協議、それから研究しながら、できるものについては予算

化を図り、議会のほうに上程させていただいて事業化を図っていると思っております。こうした中には地区で議員さん方も各区に入られたり、町民の意見等を聞きながら、その意見等も十分反映された中で議論もあっていると思っております。そういった仕組みの中の町民の意見を今回行政としてはこういう形で意見をくみ上げていきたいというようなルールを上げております。それを今回ルール化したということでありますので、そういった議会のほうとの議論もあっていいと思っております。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

補足といいますか、ちょっと私なりの思いを言わせていただきますと、やはり住民の皆さんから行政に上がってくるのは、これは必ずとは言いませんけれども、やっぱり具体的な事業とかそういうことが多いんじゃないかなというふうに私は感じております。もちろん政策的なこと、それを事業、政策にというようなことも当然あるわけでございますけれども、しかしながら、今度は議会議員の皆さん方に上がってくるのはむしろ政策のほうが多いと、それを取りまとめて事業に執行部のほうにいろいろ指示願うというようなそういう役割というのがおのずとありはしないかなと、これは私の思い込みかも知れませんが、そういう気がいたしております。区に必ず議員がいらっしゃるというわけでもございませんし、だから、そういう町全般的なことを議員の皆さん方はよければひとつ住民の皆さんとお話しいただいて取りまとめていただければなというふうにちょっと思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

私は、議員が町民の皆さんの意見をまとめるとか、そういうことをするとかしないとかは言っておりません。今回のいわゆる町民の意思決定の仕組みに基づいて提案された案件について、その案件について議員は議員でまた同じように意見を聞くという場面というのは、別に何か二重の無駄のことのようない感じがいたしまして、議員は議員でもともと全体として町民から個別の案件で細かくあれしてくれ、これしてくれ、これしてくれ、あれしてくれということで負託を受けておるわけじゃないと思うんですよね。総合的な進め方において負託を受けておるわけで、個別の案件になったときにこういうまちづくり基本条例に基づいて大きな

仕組みの中で決められた案件については、そのような二重のような町民の負託をするようなことになってはいけないんじゃないかと私は思います。

今までもということではありますが、今までも恐らくそういう状態になっていたんじゃないかなと思うんですが、今回はそれを本当に大きく制度、政策として、システムづくりとして、意思決定の仕組みとして大きな協働の仕組みをつくるわけですから、そういう意味で変質するんじゃないかなということを申し上げております。

現実にこれのモデルになった先行したニセコ町では、議会の議決は、この案件は住民の参加があるかどうか可否の判断基準になっておるわけですね。そのようにいろんな情報を得ております。要は、住民参加の案件かどうかで議員は可否を判断するという決議、現実になっているということについてですね。私も現実にはそうになってしまうんじゃないかと思って、そういう意味で違う二元代表制になるんじゃないかということを申し上げております。

ちょっとこの問題だけ、似たような問題ばかりですので、ウのほうにも関連しますので、要はこの参加の仕組みの議会の入り方の問題であります。回答では、同じように両方どちらにも町民は提案できるからいいじゃないかということではありますが、私はそのレベルではちょっと聞いておりません。町民参加の行政の意思決定の仕組みに議会は入れんのじゃないかと。例えば、現実にこの3月の議会から動きました町の補助機関から、例えば、国民健康保険運営委員会から、あるいは育英資金の運営委員会から議員が辞職をしていったのも、基本的にはその視点から、公平、公正の観点から、町の補助機関の中に入るのはおかしいということから出ていっておるわけで、そういう意味では、同じことが今回の問題で起こるんじゃないかというふうに考えております。その辺のことについて町長どのようにお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

私は、先ほど質問いただいた分で町民の意見が行政に反映できるということを、また同じ原案を議員さん方に相談ということじゃなく、事例ごとに町民の方々は議員さん方とも相談しながらできるというふうな理解でちょっとお話ししたんですけれども、町民の1人、また団体等からの提案があったときにはそれを今も行っておると思いますけれども、十分担当課のほうと協議をしながらいろんな条例、それから上部団体等のそういう事業が可能かどうかというのを議論しながら今行っていると思います。しかし、その提案の大小はあると思いま

すけれども、そこが最終的にどうなったのかという町民のほうもはっきりしてほしいとか、そういう案件については提案をして、最終的にはどうなったのか、それから最終的に協議が調って事業化を図って議会のほうに提出しましたという行政側のほうのルールを行っておりますので、その過程においては議員さん方の意見のほうも行政区の中で協議をされたりしてくると思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

現実は大変意見を聞いたらいいじゃないかということじゃないレベルだと思うんですよね。この項目の最後の議会のあり方ということについて関連しますので、この時点でも町民と協議できるので、危機感は発生しないということではありますが、そしたら、例えば、21条と22条で、町は、まちづくりに関し重要な計画への町民参加を求め、参加した町民の意見を考慮して政策決定しなければならないとありますね。例えば、例えて申しわけないんですが、12月議会で大議論になりました町民会館とか体育施設の指定管理者の導入、これなんかはこの21条の考え方からいったら4項の町民に影響する大規模な施設等の運営に関する方針の変更というところに入りますね。21条の4項の対象になるはずです。例えば、この議案が12月の段階でこの基本条例の手順に基づいて広く町民の皆さんの意見をまとめた上で議会に上程されておったら、あのような賛否が交錯して合計5時間ですか、議会始まって以来の議論になるということにはならないんじゃないかと思うんです。議会の立場は、その案件が公正なことで出てきたかどうかと。いわば監査のようなチェック機能しかないんじゃないかなというふうに思われますけれども、私はそういうふうを考えておりますけど、どうでしょうか、町長の見解をお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今回、条例の中の21条項目につきましては、町は、次に掲げるまちづくりを行おうとするときは、あらかじめ町民参加の手續にのっとって行わなければならないと。これは町民に係る重要な原案については町民の意見をある程度聞かなければならないと。その項目の中でパブリックコメントを初め町民ワークショップとか、簡単な形でいけばアンケート等を取りな

がら、こういった条項についての町民がどういうふうな考えをしてあるかということ聞きながら、それを町政に諮り、先ほど町民会館と体育館の問題出ましたけれども、そういう形で行いたいと町のほうが方針を示して条例化していきたいということであれば、町民の利用されている方たちのアンケートをとってどういうふうな形で行ったほうがいいかというような町民の意見を聞く方法等をここで条文化しているところでございます。（「難しかよ」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

難しいことを聞いております。私もしゃべりながらちょっと難しいなと思いますが、ただ、申し上げたいのは、今、議会の役割を申し上げておるんですね。私はこの仕組みに基づいたまちづくり条例の協働の仕組みを否定は一切しておりません。それが実施された場合に起こる議会の役割について今申し上げておるわけで、そのことについて非常にそれは役割が減りますねとは私どもに向かって言えないでしょうから、大変難しいことを聞いているというふうに思いますが、私は、もう時間もあれですので、この件は終わりにしますが、要はそういう意味で議会の役割が、つまりこの議会の役割というのは、住民の立場から行政を監視しながら住民の利益と権利を守る立場と私は思っております。その重みが減るのではないかなと。そういう限定された少しずつ減っていく役割に対して今、議会費は年間1億円かかっております。そういうことでよろしいんですかと。ニセコ町でも条例施行以来、議員の定数は16から現時点ではもう10名まで減っていますね。そういう形になるんじゃないかということを申し上げておるわけでありまして。そういうことについて最後にその件をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

21条の町民の意見を聞くというこの参画と方法につきましては、まず今までの事例の中では総合計画等をパブリックコメント、アンケート、それから町民ワークショップ等を行いながら第4次総合計画を策定いたしております。いろんな条例制定したり事業を行う中で議員さん方のほうからいろんな意見が出てくるということは、これは町民の意見を聞いたのかという意見も当然出てくる部分もあると思いますけれども、そこをまず条文化したと。中に

は、都市計画事業のまちづくり等についてもこれは都市計画審議会等の意見を聞いたり、それから町民のパブリックコメント等を求めるように、この分については意見を聞くというような条文等も入っておりますので、今回こういった重要な計画等への参画については町民の意見を聞く方法としてこういう形で意見を聞くと。総合計画のときにも皆さんに総合計画の御提案させた中では、第4次総合計画の案を策定していろんな議論をしていただいたと思っております。事例としてはこういうものがあると思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

一言申し上げますけれども、決して私はそんな議員の仕事が減るとか重みがなくなるとかというような考え方にはどうもなれないと。むしろ、決して今までそれをなさってなかったからというようなことじゃございませんけれども、これをもっともっと仕事がふえるんじゃないかなと、それから住民の負託もふえて役割も重く流れるんじゃないかなと、お互いこれは行政もそうでございますし、議員もそうじゃないかなというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

基本の見解の問題ですので、私はこれだけやっぱり基本条例と議会のかかわりは難しい問題だというふうに認識をしております、そういう意味で冒頭に自分自身の危機感を持っているということを申し上げたわけであります。同様の質問が最後に出ますので、この時点ではこれだけにしておきます。

次に、行政区と自治会についてであります。

これも条例を実施した場合に起こり得る課題について確認をいたしております。

地域コミュニティについては、基本的には自治会ということで回答を得ました。あくまでもまちづくり条例においては自治会を地域コミュニティの単位とするということの確認でよろしいですね。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

条例では、地域コミュニティについてはそういう理解をいたしております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

それと、イの行政区と自治会の違い、これはもともと全く違う意味合いのことを聞いてあるので、行政の効率をよく進めるための区域と住民自治のための任意団体ということで全然意味の違うことを聞きましたが、本質的には違う、それも基山町においては行政側の思いがあったんだと思いますが、原則として地域一体で運営してもらっていると。行政区、自治会一体でというふうに理解をしておきます。

ウの地域コミュニティ、イコールまさに自治会ということで、これは行政区の単位ではないですね。15条で地域コミュニティはまちづくり計画をみずから出すことができるというふうな形になりますが、これも自治会単位ということでよろしいですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

基山町の場合は、自治会と地域コミュニティがほぼ同じと考えておりますので、その考えでいいと思います。ただ、地域コミュニティの中にも自治会組織を独自でつくられているところもあるという理解は町としてはしております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

現実に1行政区2自治会のところもあるやに聞いておりますし、その辺のことでこの単位について条例に明確にうたっているわけじゃないので、運用上どうされるのかなということがあります。また、きのうあった未加入の500世帯近く自治会単位という形になった場合にはそういう問題もあるということで、ちょっとそれだけでは課題があるかなということで認識をしておきます。

この問題ではちょっと頂点であります、ポイントであります、行政区と自治会の問題です。地域コミュニティが自治会なので問題ないということではありますが、そのような問題で

しょうか。要は今、基山町は行政区、自治会一体運営になっておりますね。マネジメントとしてですよ。このやり方で恐らく行政の思いの徹底と住民自治のバランスがとれていると。行政の思いと住民自治という観点からそういうふうな評価をされているのかどうか、今の基山町の現実についてですね、それをちょっとお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

地域コミュニティ、要するに行政区におきましては、住民自治等はやはり一番区長さんあたり、そういう区を代表する方たちが一番把握しておられると思いますし、それぞれの区によっていろんな問題があると思いますけれども、また、そういう問題等について行政のいろんな意見等も持ち上がっていただくのは区長さんが多いと思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

私は今現在の行政区、自治会一体運営ということについて否定も何もしていません。そういう意味でのバランスのとれたいいシステムになっているのかなと思いますが、問題は、この条例の問題ですね。条例と言われるのはま町の法律の世界の中に自治という言葉が強くうたうわけですね。厳しい見方をする人がおれば、地域自治は本来自主自立ですから、町の関与はできるだけ避けてくださいという形の意見も当然出てきます。自治会に対する町の関与は避けるべきだという学説を書いた人もおるくらいでですね。そういう問題が出てくるんじゃないですかと。そうした場合に、町からその地域の行政事務を委嘱されておる、行政の意思を伝える立場にある区長さんは板挟みになる。現実の自治会と行政区のはざまにあってですね。そういうことが出てきた場合ですよ。法律という形の中にうたう以上はそういう問題まで想定しておかないと大変なことになりますよということについての意見であります。その辺についてちょっとどう思いますか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

自治の運営等の問題等についてまたいろんな問題が出てくるかと思いますが、今回

はまちづくり計画等を提出することができる一つの地域として地域コミュニティ、要するに自治会組織等からそういった地区の範囲の中ではそれぞれの地区によって問題等もそれぞれに違うと思います。けやき台でいえば今後大きな高齢化を迎えるに当たってどういう問題が発生してくるかをやっぱり自治区の中の共通の認識として持っていて、それをまちづくり計画の中に反映をさせていただきたいということを含んでおりますので、また新たな問題等が出てくるということはまたその時点でも考えていかなければならないことかとも思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

条例ということまで踏み込めば、やっぱりその表現の中に今の行政区、自治会一体型の運営を続けるのであれば、極端に言えば行政も参加する自治会ですよとか、あるいは行政と協働する地域コミュニティとかそういう例えば、極端な考え方ですけど、新しい考え方も入れておくことも必要じゃないかなというふうに思います。

それから、佐賀市や宗像市のように自治会主体の自治会が自主的に行政に協力するという、行政区を廃止してですね、そういうやり方もあるわけで、いずれにしても、先々において住民の自治が混乱しないように条例というのは考えておかなきゃいかんのではないかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

もう時間がないので、町民活動団体についてはその回答で結構であります。確認したかったのは、ぜひとも過去の功績とか声の大きさで選ばれるんじゃないかということを危惧する方も大変多くあります。そういう意味での公平、公正な観点での運営と見きわめをお願いしたいということ、これは意見を申し上げておきます。

いろいろ最後申し上げましたが、最後の部分は私ども組織運営の組織に関する信念でもあります。要は、新しい仕組みや組織をつくる場合は、既存の組織や仕組みは思い切って変えるかなくすかと、極端に言えばですよ。民間でもそういう形に必ずなるわけで、それぐらいの気持ちじゃないと二重、三重の時間とコストをかける形になりますよと。そのことをもっと行政として真剣に考えていただきたいということで最後のことを申し上げておるわけで、あそこを半分にしろ、ここ半分にしろと、そういうことを具体的に言うておるわけじゃありません。新しい仕組みをつくったら既存の組織は必ずメスが入るというのは、これは組織づ

くりの常識でありますので、そういうことでお願い申し上げたいと思います。

単純に例えば、職員の皆さんの勤務の仕方についても例えば、作業部会で見ると、土日ですと一般の無報酬の方が作業されていると。それに職員の方も加わっておったと思いますが、片方は残業になるわけですね。協働の中でその仕組みに入れば入るほどその勤務のあり方まで踏み込みにゃいかんという状態になるわけで、そういうことを申し上げておるので、ぜひともこの条例は今までのものに物すごく大きな影響があるということについて、もっと職員皆さん全員、それから我々議員も全員、それから区長の皆さんも全員、既存の組織の方は全部やっぱりこのことを条例一字一句を勉強するぐらいのつもりでやらないと大変なことになりますよということを意見申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

2時55分まで休憩します。

～午後2時41分 休憩～

～午後2時55分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

今期定例会の一般質問に通告なさいました最後の松石議員の一般質問をただいまから行います。松石信男議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

きのうから行われました一般質問の最後でございます。傍聴者の皆さん、最後までおつき合いいただきましてまことにありがとうございます。

私は日本共産党の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目について町長並びに各課長にお伺いしたいと思います。

質問の第1は、介護保険の要介護認定者にかかわる障害者控除の認定状況についてお尋ねをいたします。

65歳以上の高齢者は障害者手帳がなくても障害者に準ずると、市町村長の認定を受けた方は所得税及び町県民税の障害者控除を受けることができます。基山町では昨年ですが、平成20年度の所得に係る所得税と住民税から申請のあった、一定基準以上の介護保険の要介護認

定者に障害者控除を適用することになりました。以前は、障害者控除を受けるためには医師の診断書が必要でしたが、今後は診断書がなくても介護保険の認定情報を利用して認定されるようになったところでございます。

この障害者控除は、65歳以上の高齢者で身体、知的障害者に準じるとして、町長が認定すれば普通障害者は所得税で270千円、住民税で260千円、特別障害者であれば所得税で400千円、住民税で300千円の控除が受けられることになります。

ここ数年来、高齢者は公的年金控除の1,400千円から1,200千円への引き下げや老年者控除の廃止、所得1,250千円以下の低所得者の住民税非課税限度額の廃止などの税制改悪によりまして、年金などの収入がふえなくても税の計算の上だけで所得がふえたことによりまして、住民税が8倍になったり、住民税非課税から新たな住民税がかかってきております。その影響で高齢者は介護保険料の段階が上がりまして、保険料が4倍になった人など出てきております。まさに、高齢者の負担は雪だるま式にふえてきております。この障害者控除が受けられれば、所得税、住民税が軽減されたり、介護保険料も軽減されることにつながってまいります。そこで、2つほど町長にお尋ねをいたします。

まず1つ目に、ことし3月末現在で基山町の障害者控除対象者認定書の交付状況、できれば普通障害者認定件数、特別障害者認定件数と認定の調査方法についてお答えをいただきたいと思います。

2つ目に、この障害者控除の周知徹底についてはどのようにされているのか、御答弁をお願いいたします。

質問の第2です。緊急経済対策としての住宅リフォーム助成制度の創設についてお伺いをいたします。

新聞報道によりますと、内閣府は5月20日に、ことし1月から3月期の国内総生産（GDP）の実質成長率は年率換算でマイナス15.2%で、日本経済の落ち込みは戦後最悪であると発表いたしました。原因は、アメリカなどへの輸出の急速な落ち込みで、企業の業績悪化や派遣切りと呼ばれる首切りで雇用が悪化し、それが家計消費の落ち込みを強めている。今こそ内需拡大に転換しなければ、日本経済の景気回復は望めないと指摘をしています。

また、怖いのは賃金と消費の負の連鎖である。物が売れなくなり、賃金が下がる。賃金が下がれば、ますます物を買わなくなる。物価が下がり、さらに賃金が下がる。こんなことにならないように、失業率や賃金、物価の動向にしっかりと目を配らなければならないと主張

する新聞もあります。私も全く同感でございます。

このような中で、町民の暮らしと地域経済を支える中小零細業者にとって、大変厳しい実態がさきの基山町商工会の総会で報告されたところであります。小森町長も多くの町民の皆さんからさまざまな御意見や御要望など、切実な声をお聞きになっておられるのではないのでしょうか。

この住宅リフォーム助成制度とは、1998年に東京都の板橋区で緊急経済対策として実施をされ、現在では19都道府県の83自治体で実施をされています。この制度は、町民が住宅のリフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成することによって住宅の改善を容易にするとともに、中小零細業者の振興を図るものであります。

助成制度は、耐震改修や高齢者住宅対策、介護保険、環境対応などの政策と関連して、数多くの種類の事業が実施をされております。リフォーム助成は建築関係にとどまらず、電気工事や家具などの幅広い業種に波及効果をもたらしています。補助金額に対しまして、対象工事額は20倍以上になるなどの大きな波及効果があるのが特徴となっております。

また、この制度のいいところは、町内の業者を利用するということにあります。確実に町内の業者に仕事が回ることにより地元経済の活性化、雇用の創出など、多くの成果を生み出すことにつながっております。私は、町民の安心で健康、快適な住環境の整備、そして厳しい経済状況によって、まさに緊急事態に陥っている地域経済の活性化のためにも、基山町で緊急経済対策として住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものでございます。

そこで、町長に3つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、町内の中小零細業者の経営の現況についての御見解をお伺いいたします。

2つ目に、今、基山町で住宅リフォームに対する独自の助成制度としては何があるのでしょうか、御説明をお願いします。

3つ目に、この住宅リフォーム助成制度を基山町の緊急経済対策の一つとして位置づけ、実施する必要があると考えますが、町長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

質問の第3は、新型インフルエンザに関連いたしまして、幾つかの課題についてお伺いをいたします。

この新型インフルエンザに対する対策については、昨日から同僚議員が何人も質問をされております。重複しないような形で質問したいと思います。

新型インフルエンザが5月16日に国内で初めての感染者が出て以来、急速に全国に広がり

始めております。新型インフルエンザ対策の原則は、熱が出たらまず電話で相談をということとありますが、商店でマスクが売り切れたり、学校の休校や集会の自粛などが対策として打ち出されております。

町民の方からは、自分がまず手洗いやうがいをするなど用心するにこしたことはないが、パニックにならないように行政は落ちついて、正しい情報と手厚い体制を提供してほしいとの声が出されております。

そこで私は、先日からの同僚議員の質問と関連して、町民の命を守るための3つの課題について町長にお尋ねをいたします。

まず1つ目に、厚労省は新型インフルエンザの拡大を受けまして、保険証を取り上げられ資格証明書しか持っていない人に対しても、発熱外来を受診した場合、窓口負担を3割で対応するように通知をしておりますが、基山町ではどのような対応をされるのか、お聞きをいたします。

2つ目に、今年度から75歳以上の高齢者で保険料を1年以上滞納した人には資格証明書が発行され、保険証が取り上げられます。私は、この問題については何回も議会で取り上げ、高齢者から保険証を取り上げることは命に直結する、絶対に行うべきではないと主張をしてまいりました。

厚労省通知では、保険料の軽減措置を受けている人などの低所得者、病気やけがで受診中の人には、原則として資格証明書を交付しないように求めています。基山町ではどのようにされるのか、保険料を1年以上滞納した人数と具体的な対応について答弁を求めます。

3つ目に、私は現在全額自己負担となっている子供のインフルエンザ予防接種に対しても、一部補助を行う必要があるのではないかと思います。これについては、先ほど同僚議員も質問をされております。町長のお考えをお聞きいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは最後、松石議員の質問にお答えさせていただきます。

第1点目、障害者控除認定の状況についてということでございます。

（1）の障害者控除対象者認定書の交付状況と認定の調査方法についてということです。

障害者控除対象者認定書の交付状況は、普通障害者認定のみで5件っております。認定

方法は、要介護認定を受けた方の中から基山町障害者控除対象者認定実施要綱に基づきまして、普通障害者の認定基準は療育手帳の判定Bに準ずる者及び身体障害者手帳の3級から6級までに準ずる者です。また、特別障害者の認定基準は、療育手帳の判定Aに準ずる者、身体障害者手帳の1級または2級に準ずる者、常に就床を要し、複雑な介護を要する者に該当される方を認定いたします。

(2)の制度の周知徹底についてでございますが、まず広報では、ことしの2月1日号でお知らせをしております。また、鳥栖地域広域市町村圏組合の介護保険課から介護保険認定者審査会の結果と一緒に、所得税、住民税の障害者控除の対象者認定書の交付についての文書を同封してお知らせをしております。

2項目め、住宅リフォーム助成制度の創設についてということでございます。

(1)町内の中小零細企業の経営の状況についてどう思うかということでございますが、非常に厳しい状況にあると認識をしております。

ちなみに、セーフティーネットといいますか、原材料価格高騰対応等緊急対策という制度がございます、これは原油、あるいは原材料価格の高騰により影響を受けている中小業者が対象でございます、売り上げ減少等について市町村長から認定を受けて申請するということでございます。

そして、もう1つ条件としては、最近3カ月の平均売上高が前年同期の平均売上高に比して3%以上減少していることという条件もございます。その状況を見ておりますと、54件の申し入れがありまして、1,026,440千円ほどの前年度売り上げに、現在が727,370千円程度になっておるということでございますので、この54件を平均しますと29.14%減だということ。これを見ましてもわかるとおり、非常にやっぱり苦しい状況に置かれてあるということを認識しております。

それから、(2)の住宅リフォームに対する町の助成制度は何があるのかというお尋ねですが、基山町独自の助成制度はございません。しかし、佐賀県では、住みたい佐賀の家づくり促進事業という補助金制度がございます。

(3)の緊急経済対策としての住宅リフォーム助成制度の創設についてということでございますが、申しわけございません、現在は考えておりません。

3の新型インフルエンザへの対応についてということ。

(1)の新型インフルエンザへの資格証明書の発行についてでございますが、御指摘の厚生

労働省通知のとおり、資格証明書を被保険者証とみなして対応をいたします。

それから、(2)の後期高齢者への資格証明書の発行についてでございますが、基山町は広域連合の方針に従いまして対応したいと考えます。しかし、現在まだ広域連合での資格証明書交付基準が決まっておりません。今後、会議等で協議していくものと思われます。

なお、1年以上の滞納者につきましては、第1期の納付が昨年7月から現時点ではまだ1年以上経過していないため、該当者はありません。

それから、(3)の子供のインフルエンザ予防接種への公費助成についてでございますが、予防接種法の枠内で行ってありましたところ、接種率が80%くらいあっても学童のインフルエンザ流行を阻止できなかったことが世間で批判を浴びました。そのため学童接種中止の状況に立ち至り、1994年、予防接種法改正で従来の予防接種法による接種から外れ、任意接種のワクチンとして位置づけられた経緯がございます。現在もこのことについて改正等が行われていないため、現時点では当町公費補助は考えておりません。しかし、先ほどの御質問にもありましたように、この辺のところはやはり検討していかなきゃいかんのかなという気は持っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

それでは、2回目以降の質問に移りたいと思います。

まず最初の障害者控除認定の状況についてであります。先ほどの答弁では障害者控除対象者認定書の交付は5件だという、それも普通障害者控除認定だけだったというふうなことでございます。そうしますと、基山町では認定状況は5件でしょうが、認定対象者ですね、申請対象者ですが――と、この申請者の人数ですね、これについてちょっとお伺いしたいわけですが。

「広報きやま」によりますと、申請対象者は町の要介護認定で要介護1から要介護5の認定を受けた満65歳以上の人と。この人は申請対象者でございますと、どうか申請してくださいというふうになっております。そのことも踏まえまして、それぞれの人数についてお答えください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

条件を持ってある方につきましては、要介護１から要介護５までの方、65歳以上の方ということで、介護の認定を受けてある方ということになりまして、これは３月31日現在でございますが、408名の方が対象になれるということになります。あっ対象ではございません、申しわけありません、申請をしていただく権利のある方ということでございます。（「申請者」と呼ぶ者あり）申請者は５名で、そのまま５人認定をさせていただいたということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

いわゆる認定対象者、申請ができる人、408名に対して申請者は５人と、非常に少ないというふうに思うわけですね。

それで、これ他自治体の例を紹介いたしますと、例えば長崎市の例ですけれども、昨年、認定対象者4,600人に対しまして、申請書と記入例を同封いたしまして個別に通知をしておりますけれども、昨年12月末までの申請件数が1,442件、認定書交付が1,366件となっております。この申請件数はいわゆる認定対象者、申請ができる人の約３割、31%に上っておるわけです。

基山町では408人のうち５人ということにいたしますと、それがそのままストレートに当てはまるということじゃないでしょうけれども、大体同じだといまして、わずか1.2%なんですよ、申請をされた方は。これは非常に、私は申請者が極端に少ないんじゃないかというふうに思っておりますけれども、どのようにお思いですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

この制度につきましては、ことしの１月１日からということになっておりまして、広報等でも掲載をさせていただいておりますが、１月にもホームページにも実は掲載させていただいております。

それから、先ほど町長のほうからも回答ありましたとおり、対象者と思われる方につきましては同封をしておるということで介護保険課のほうからも出しております。ただ、この制

度が以前は医者証明が要りますよということでの認定しかできなかった関係で、まだまだ皆さんに内容的に周知といいますか、行き渡っていないかなという点もございますので、今後はそういうお知らせを充実いたしまして、できるだけ対象者の方につきましては、認定の申請をしていただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

申請者が少ないと、周知が行き渡っていないのがその原因ではないかというふうな受けとめ方をいたしました。それで、問題はその辺だろうと私も思うわけです。

先ほど言われましたように、「広報きやま」とか鳥栖地区の広域圏市町村組合から通知を送られております。このような通知ですが、所得税、住民税の障害者控除の対象者認定書の交付についてということで、内容は、この認定書を税申告の際に提出しますと、本人や扶養義務者が障害者控除を受けることができますということで、あとちょっといろいろ書いてあるわけですが、お電話くださいといって役場の電話番号等が書いてあるわけですね。これを送られたということでございます。その結果、第1回目だから、何か来たじゃろかという部分もあるかとは思いますが、非常に申請件数が少ないということです。

先ほど周知のあり方としては不十分と認識を示されたわけですが、先ほどちょっと申し上げましたように、長崎市の例では、これも昨年ですが、平成20年6月に市県民税納税通知書を送った際に65歳以上の方、約3万人に制度案内のチラシを同封して知らせをしています。

それから、それだけでは不十分ということで、何かし高齢者の方がこの制度を理解して、簡単に申請ができるようにということで、いわゆる認定対象者ですね、先ほど申請ができる人、基山町で言えば408人。申請書と、そして記入例と一緒に封筒に入れて送っています。申請書も一緒に、記入例まで書いてですね。だから、そういうことをした結果、先ほど言いましたように31%の方が申請をされたと、そして30%切るぐらいが認定書を交付されたと、障害者控除を受けられることができたというような結果になっているようであります。

ですから、私もこのようなやり方、申請書と記入例も一緒に入れると。交付についてというお知らせはもちろんですけれども、これだけじゃ不十分ということがはっきりしたと思うんですね。ですから、そういうことを私はとるべきではないかというふうに思いますけれど

も、どのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

私、先ほどのお答えにつきまして、周知が不十分だったとは思っておりません。それはある程度の通知は差し上げておりますので、十分かどうかはわかりませんが、不十分だとは思っておりません。ただ、制度は今年度からということで、そういう意味でまだまだ御理解をいただけていない部分があるのかなということで回答させていただいたつもりでございます。

ただ、今御指摘のとおり、方法はいろいろあると思います。長崎市あたりはそういうことである程度、うちで言いますと408名の方全員に申請書と記載例を含めて送ったということでございますが、これにつきましては介護保険課の問題もございますので、議論はしていきたいと思います。

ただ、昨日も別の件でちょっとあったんですが、そういう状況で送りますと、通常の方は自分たち全部該当するんじゃないかということでお見えいただく場合がございます。そして、そのお話によって、実は該当はされませんという話をしたところ、何でそれじゃわざわざ来ましてこういうのを入れるかというような、別のやはり問題も生じてまいりますので、そこら辺、全員の方に入れるかどうかということも含めまして、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

申請のあり方というのはここに書いてあるんですけども、健康福祉課に申請してくださいということだけなんですよね、小さくね。これじゃちょっとわかりづらいですよ、はっきり言って。それと先ほど、これは送ったということですけども、この申請を待っているという状況では、やはり私は不十分だというふうに思うわけです。

先ほど、確かに申請書を送れば、自分も受けられるんじゃないかということは私も否定はしませんけれども、しかし、申請しないことには、これは受けられないわけです。いわゆる障害者控除を受けられる人であっても、申請しないことにはこれは受けられんわけですね。だから、申請してもらうということがまず前提だというふうに思います。

ここに申請書を持っておりますけれども、非常に簡単なんです、内容的には。1枚の紙です。住所、氏名、生年月日と介護保険の被保険者の番号、それから要介護の状態、要支援1、2とか、要介護1、2、3、4、5とか、寝たきり期間とか、たったこれだけなんです、書くのは。非常に簡単です。だから、もしも記入例を書いておけば、まだわかりやすいと思いますよ。

確かにそれは、申請したけれども結果的に受けられなかったからがっかりしたということはあるでしょうけれども、何回も言いますが、まずやはり申請をしていただくということが大事なわけで、その辺のやはり工夫をするために申請書を一緒に入れると、これ非常に私は大事だというふうに思います。これは簡単ですから、一緒に入ればいいわけですから。私はできるというふうに思いますけれども、基山町ではそれは先ほど言われましたけれども、できないんですか、そんな簡単なことが。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

記載例まで入れて同封するということをやろうと思えば、もちろんできます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、介護保険課の認定書と一緒に同封したほうが一番効果があるということで今回させていただいておりますので、そこら辺、協議をした中で基山町としてどういう対応をするか、基山町だけでなく介護保険、同じ組合の中の市町がどういうふうにするかも含めて検討したいと思っておりますし、先ほどは一つの例でありまして、そういうこともあり得るということでございますので、要するに批判を受けるためにそれをやらないということではございません、そういうこともあり得るということも御理解いただきまして、一つの検討の中に入れて、今後の方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

確かに今、この問題というか、課題というのは基山町だけじゃない、広域でやっているわけですから、それは広域と協議してという部分が確かにあります。

それで、この問題は全国的に非常に申請者が少ないということで問題になっているところ

であります、鳥栖市でも同じ問題で議会でやっています。あくまで鳥栖市の答弁ですけれども、鳥栖市では確定申告時にこの通知書、障害者所得税の障害者控除の対象者認定書の交付についてのお知らせ、これを持ってきてもらえば速やかに対応できる体制をとりますと。確定申告のとき、これを持ってきたら。該当するか該当しないかしてくださいということをするれば、その場ですぐ対応しますというような、そういう体制をつくるという、検討するというような答弁もされておるわけです。それはできますか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

鳥栖のほうがそういうふうに回答されてあるということでございますし、先ほどからも再三申し上げておりますが、同じ広域圏内でやっているということですので、鳥栖がやっているのに基山がやれないということはございませんので、それも一つの検討材料になると思っております。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

その件につきましては、鳥栖がそういうふうにやっておられるということで、申告会場は2階の会議室で行っております。そういうことを持ってきていただければ、それを持っていただいて健康福祉課のほうに行って証明書を発行していただければ控除対象として扱うと。ただし、そのチラシだけでは控除対象はできませんので、証明書は要りますので、それを持ってきていただければ控除対象にするということになります。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

これを申告時のとき持ってくればそういうふうに検討すると、つまり検討して対象者になれば認定書を町長が発行するという形になるわけですがけれども、そうすればもう控除しますよということです。それはそれで一歩前進していると思うわけですがけれども、やはり基本的には申請書と、それからさっき言った記入例ですね、これを書いたものをやっぱり一緒に送

ると、これが一番、制度を理解してもらう上でも非常にいいんじゃないかというふうに思っております。

次に、住宅リフォーム助成制度について伺いをいたします。

先ほど町長から基山町内の中小零細業者の方の現況について、非常に厳しいということで内容的にもいろいろ説明していただきました。それはもちろん、だれでも一致する状況だろうと思います。新聞報道によりまして、県内では例えば新設住宅着工件数が前年度の実績を7.4%下回ったとか、それから県の融資額と件数は平成19年度に比べて20年度は4倍になっているというなどのですね、非常に業者の方の資金繰りが厳しくなっているという状況が報道をされております。

私はこの間、町内の中小零細業者の方にお聞きをいたしました。その方によりますと、何人かお聞きしたわけですが、町内全体では家の建築にかかわる業者は約100名ぐらいおらっしゃると思うけれども、去年の11月ごろからどんと仕事がなくなったと、少なくなると、今どん底だと、今は家が建っていない、仕事がなくて困っていると、それぞれ何をしながら暮らしているか見えないと、お聞きをいたしました。非常に今の100年に一度というこういう大不況の中で、本当に苦しんでおられるという状況であります。だからこそ私が提案をしているという部分でもあります。

基山町の助成制度についてですけれども、現在基山町では制度はないということであります。しかし、ほかの自治体ではこれがあるわけですね。例えば、鳥栖市の例をまた取り上げて申しわけないんですけれども、鳥栖市は住宅リフォーム助成制度として――基山町ではこれがかってあったということなんですけれども、基山町在宅高齢者住宅改修事業、これが1件当たり200千円の補助がかってあったわけですね。これはなぜか18年度に廃止をされています。18年度に廃止になっています。

それで、基山町の在宅高齢者住宅改修事業実施要綱というのがありますけれども、これも廃止になっている部分ですね、廃止になっていますが、これに1件当たり200千円ということがありました。これをなくしていると。これは鳥栖市にも現在まだあります。そして、下水道の普及促進を図るとして水洗トイレの改造資金の利子補給とか、また今年度からは住宅の耐震診断費用の助成、これなんかも設けられております。耐震診断関係では佐賀市、鳥栖市、伊万里市、鹿島市というのが、報道では今年度から設けていると。基山町は、そういう意味で何一つないという状況なわけです。

私は住宅リフォームに対する何らかの助成、これはやはり検討する必要があるんじゃないかと。全然検討する必要があるというお考えなのか、やはり何か検討する必要があるというふうにお考えなのか、その辺。これは町長でしょうか。町長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

やっぱりあったほうがいいということだろうというふうに思います。ということは、検討したほうがいいということでございましょう。それによってどうするかというのはまた別問題にしまして、検討もしてみたいということは考えます。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思いますが、今御指摘の高齢者住宅改良事業補助金、これは確かに以前基山町もございました。ただ、これが補助事業でありまして、県のほうがもう補助をやめるということになりまして、ほとんどの市町がとりやめておるようでございます。ただ、鳥栖につきましては、それがあってもするということでされてあるのは事実でございまして、基山町はそのときに合わせて廃止をさせていただいたと。

ただ、補助事業にはなりませんが、介護保険のほうで一応200千円の9割、180千円限度で、対象となる方につきましてはこちらのほうで当然補助できます。さらに鳥栖のほうはこれに上乘せになるということになりますが、基山町といいますか、介護保険のほうではそういうフォローの制度がございまして、ちょっと参考までということでつけ加えをさせていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

今の制度は確かにあるわけです。しかし、それは非常に限られておるわけですね。段差の解消とか、手すりとか、それからおふろ場の段差の解消、そういうふうに限られた対象しか――そして要介護認定者と、介護保険の認定を受けてある家庭に限りますよと、そして非

常に条件が厳しいわけですよ、割と。だから、それは介護保険制度としてあるわけです。それはそれで確かに一つのやり方としていいわけですが、私は住宅全体をやはりリフォームするということについて、こういう助成制度を設けるべきではないかということで質問をさせていただいているんですが。

それで、国土交通省住宅局が「わが家の安全・安心・快適リフォームのすすめ」というパンフレットをつくっています。減税、補助、融資ということで、こういう制度がありますよということで、受けてくださいということで詳しく載せています。その中に、補助制度がありますということで紹介をしています。

補助制度が2つありますと。1つは住宅建設物耐震改修事業に対する補助、それからもう1つが地域住宅交付金による助成、この2つがありますので詳しくはお住まいの都道府県、もしくは市町村にお問い合わせくださいとあるわけですね。ところが、基山町はないと、この補助制度がですね。問い合わせしても、ないと。どちらもないわけですね。耐震に関する改修事業、それからさっき言った住宅リフォームに対する助成、このどちらもない。これはわざわざ編集して、国土交通省住宅局はそういうふうにありますから問い合わせてくださいと言っているんですよ。ところが、ないわけですね。

先ほど私が紹介をいたしました全国で相当な数が、何百自治体やったかちょっと忘れましたが、実施を現在やっているわけでございます。それでちょっとお尋ねしたいんですけれども、この住宅リフォーム助成制度について、どのような制度なのかちょっと説明をしてください。もしくは全国で実施されている事業内容、どういうことが実施されているのか、わかる範囲で結構でございますので説明をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この住宅リフォームの助成制度につきましては、国民の豊かな住生活を実現するために耐震性能初めバリアフリー、省エネ、この3つですね。などの住宅性能の向上を図りつつ、住宅ストックの有効活用を推進すると。それから、経済対策として良質な住宅への投資を促進すると。そして、ひいては地域経済の活性化を図ると。こういったことを目的にして、国も考えております。

ただ、昨年10月、国土交通省が地方公共団体におけるリフォームに対する補助制度の状況

ですね。先ほど申しましたバリアフリー改修と、それと省エネ改修といったものに対する補助制度についての調査を行っております。しかし、まだこの調査結果の報告があっておりませんので、全国どのくらいの自治体が補助制度を設けているのか、ちょっと内容については具体的には私のほうでも把握をいたしておりません。

ただ、町長が先ほど答弁で申し上げましたように、佐賀県は住みたい佐賀の家づくり促進事業というものを行っています。多分これもお持ちの方もいらっしゃると思うんですけど、1つは、まず佐賀県産の木材を利用した住宅を新築したとき、それと佐賀県産の木材を利用した増改築、リフォームをした場合、それからバリアフリーのためのリフォーム、それから耐震化のためのリフォーム、これをしたときは補助をしますということで、新築の場合は上限500千円、そしてリフォームの場合は250千円を上限とした補助をするというふうになっています。

それともう1つ、先ほど国から出ているパンフレットで「わが家の安全・安心・快適リフォームのすすめ」というパンフレット、これは国土交通省がつくって全国に配付しているんですけども、先ほど申されましたように、住宅建築物の耐震改修の關係の補助ですね、それともう1つは、地域住宅交付金による助成とあります。ここに書いてあるのが、市町村にお尋ねくださいと書いてあるんですね。だから、今まで2件ほど問い合わせがあったんです。

ただ、これは実際、そう簡単には補助できないわけですね。一応書いてありますけれども、いろいろと計画を自治体でつくっていきなさいとか、そういう縛りがあります。そして、県からもやんやん言われていますけど、なかなかですねーやんやんという言い方はちょっと、この件については言われていますけれども、いろいろ整理をしなければならないものがございますので、まだ現在検討中でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

今、説明していただいた佐賀県の住まいに関する助成制度ということでですね。しかし、これは先ほど縛りがあると、佐賀県産の木材を利用した場合は最大限500千円補助しますよと、もう1つは、耐震改修とかバリアフリーの改修工事をした場合は最大250千円助成をしますよということで、非常に使い勝手が悪いのかなというふうな思いを持ちます。

私が提案しているのは、それだけではございません。使い勝手のいい、そういう助成制度

をつくったかどうかということ言っているわけですね。先ほど言いましたように、これ私の調べでは、全国では19都道府県の83自治体で実施をされています。幾つかの例をちょっと御紹介したいと思います。

1つは、これは広島県の三次市の例でございますけれども、住宅リフォーム助成制度が平成16年度から実施になっております。市民が住宅を改築、増築する、または小売店を営む人が店舗を改築、増築する場合、市内の業者に工事を施工してもらうということを条件にいたしまして、工事費の10%、最高100千円を限度に補助をし始めています。

補助の実績が、平成16年度は32件の補助金額3,000千円、工事額61,120千円、平成17年度は65件の補助金額6,000千円、工事額157,890千円、18年度は62件、補助金額6,000千円、工事額128,800千円ということですから、補助金額に対しまして20倍から26倍の経済効果を生み出しているという状況であるというふうに報告をされています。今年度からは非常にいいということで予算も22,000千円に拡大されて、補助限度額も100千円から200千円に引き上げたというふうなことで、今取り組みをされているようでございます。

あと、これは宮崎県の綾町の例ですけれども、ここも平成16年度から実施をされております。ここに綾町の住宅リフォーム促進事業実施要綱というのを持っていますけれども、どんなになっているかということ、最初は補助限度額は100千円でした。ことしはその限度額を200千円に引き上げておりますが、補助金額の予算としては770千円です。ですから、200千円とすれば4件分ぐらいかなという感じですよ。だから抽選なんですよ。

そういうことで、非常にわずかな予算でし始めているところ、それから予算も結構たくさんつけているところ、いろいろございます。そういうことで、全国的に非常に住民の人も、それから業者の人も助かると。地域活性化にも役立っているということで、何か住宅をリフォームする場合は、ただ単にそこだけ扱うということじゃなくて、例えば畳をかえたら、そんならたんすもかえようとか、そういうふうにずっと広がっていくわけですね。だから経済効果がむちゃくちゃあると、20倍ぐらいあるということなんですよ。

だから、本当に町内にも業者の方、100人近くおらっしゃるわけですが、さまざまな業種がおらっしゃるわけですね。左官さんもおらっしゃれば、それから屋根がわらとか、いろんな業種がおらっしゃるようでございますけれども、いろんなところに波及をしていくと、非常に経済効果があるということで、そういう住宅リフォーム助成制度というのが今広がってきているというのが私は実態だというふうに思っております。

だから、非常にわずかな予算で私はできると。例えば、最高限度額100千円、補助が100千円とか200千円ということでも、家を改修する人にとっては非常に助かるし、逆にそれが呼び水になっていくわけですね。そういうふうに改修が広がっていくと経済効果も出てくるといことになります。ですから、そういう意味でわずかな予算でも実施できるわけですから、ぜひこれは実施状況とか、先ほど検討しようというような感じですが、経済効果とか、具体的な課題とか、その辺の調査研究をぜひやっていただきたいということで、再度町長のほうに御答弁をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

本当に申しわけございません。その辺のところの知識、頭がございませんでしたもんですから、ちょっと今聞いておりまして、ああ、なるほど、いい制度かなというふうな気はいたしております。その辺はまた担当課に調べさせてということにしておきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

さっき、予算もわずかですと申し上げました。基山町も財政が厳しい厳しいというのが口をついて出ます。しかし、本当に今こういう緊急なときに、やっぱり生きた金を使わにゃいかんというふうに思うわけですね。それで、私は本当にいつも感じるわけですけども、基金があるじゃないかと、そう言うと、いや、先々不安でございますのでと、こういうふうになるわけですが。

しかし、例えば、昨年、第4区の福岡導水対策協議会の返還金83,000千円あるわけですね。（発言する者あり）あるわけですよ。このほんの一部なんですよ。そのうち、例えば1,000千円ぐらいを予算化すると、最高限度額100千円ですよと、もしくは工事規模の10%ですよと。だから、5件、10件応募してもらえばくじ引きですよという形になるかもしれんけれども、こういうことでも始めれば、本当に経済効果が20倍ぐらいになるというふうに言われていますので、ぜひこれは担当課長のほうでお調べいただきたいと、松石さんが言っているのは本当かなということでぜひ調べていただきたいと思うんですけども。私はその金を使えばいいんじゃないかということを提案したいと思います。

本当に口をついて厳しい厳しい、言うのは非常に簡単です、我々も議員も。そうじゃろな、厳しかろうなと言うのは簡単ですけども、やはり我々は政治を担当するものとして、そんならどうするんだというやつを提起していくということが私は大事かと思うんですよ。あなたも厳しかろうばってん、私どもも厳しいですもんね、基山町もと。こういうことじゃなくて、政治の役割というのはまさにそこにあると。

だから、今町政に求められていると思うのは、町民の暮らしを守るとはもちろんです。そして、仕事がないということで深刻になっておられます町内の中小零細業者の危機を打開すると。そのためにはどうしたらいいのかと。いや、金を借りればいいじゃないかということじゃなくてですね。もちろんそれも大事です。一步やっぱり踏み込んだ、基山町にできる経済危機対策、これをやはり検討すると。

私はその一つとしてこれをやったらどうかと、大した予算も要りませんよと、経済効果も大事ですよ、町内の仕事がないと言われる人たちに仕事が回ってきますよと。本当に仕事がない人たちは、きょうの仕事が欲しいんですよ。あしたの仕事が欲しいんですよ。本当に事務所にずっとおらっしゃると、仕事がないから。こういうような状況だそうですね。町長も町内を回られるからわかるでしょうが、どのくらいありますか、家を改修したり新築したりしているところは。今、そういう状況なんですね。町長に今こそ一步踏み込んだ対策、生きた金の使い方、これをぜひお願いしたいということを申し上げたいと思います。

それでは、最後にインフルエンザの問題について質問をいたします。

新型インフルエンザの対応について、昨日からいろいろ説明をいただいております。それで私は、同僚議員ももちろん質問の中で言われましたけれども、子供さんのインフルエンザに対して、この際、予防接種に公的な補助をしたらどうかということを提案しておるわけでございます。

町民の方に聞いてみますと、子供が3人おれば10千円以上になると。もしかしたらインフルエンザにかからないかもしれないので、お金がかかることもあって子供にはさせていないとかですね。また、高齢者は千円で予防接種が受けられると、ぜひ子供にもしてほしいというような声をお聞きしております。

それで、先ほども質問があったわけですが、県内では嬉野市が今年度から実施をされております。その内容について説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

嬉野市につきましては、今年度からゼロ歳から15歳までを対象に予防接種の助成をすることと
いうことでございます。助成額につきましては、1人につき千円ということで予算計上をさ
れておると聞いております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

そういうふうな状況です。確かに、まだ全体的に広がっているというふうな状況ではあり
ません。しかし、今後、新型インフルエンザも心配されます。もちろん、これは国の対応と
いうのが大きな課題になってくるというように思いますけれども、季節性インフルエンザも
含めまして、やはり子供さんに対する予防接種について実施をしていくということで、先ほ
ど町長も今後検討したいというふうなことを答弁されておりますので、ぜひそういう方向で
検討していただきたいなと。千円にするかは別にしまして、予防接種ができるというふうな
ことをぜひともやっていただきたいということを最後申し上げまして、私の一般質問すべて
を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問はすべて終了いたしました。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後4時 散会～